

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 2 ) ( 26. 4 定 )</b>			
日 時	平成 2 6 年 1 2 月 1 6 日 ( 火 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、濱本副委員長、秋元・中村・松田・酒井・上野・ 山口・新谷各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、保健所長、 消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     書 記                      記録担当                 </div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

委員各位の御支持をいただきまして、予算特別委員長に就任いたしました北野です。

もとより微力ではございますが、副委員長の御協力の下、円滑な運営に委員長としては最善の努力を尽くす決意でおりますが、委員各位と市長並びに理事者の皆さんの御協力をお願い申し上げる次第です。

なお、副委員長には、濱本委員が選出されておりますことを御報告申し上げます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

本日の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

---

○新谷委員

◎衆議院議員選挙について

初めに、今回の衆議院議員選挙に関してお聞きします。

全国的に投票率が下がり、小樽市も 2 年前の衆議院議員選挙に比べて、期日前投票は多かったようですが、投票率自体は落ちております。これは政治不信の表れと思いますが、期日前投票についてと、過去最低投票率との比較ではどうだったのか、聞かせていただきたいと思っております。

○選挙管理委員会事務局次長

今回の衆議院議員選挙の小選挙区選挙につきまして、申し上げます。

今回の投票率、小樽市では 53.61 パーセントでございました。投票率から申し上げますと、衆議院議員選挙の過去の部分ですが、昭和 34 年の中選挙区時代に補欠選挙がありまして、それを除きました一般的な通常の総選挙で申し上げますと、今までの過去最低の投票率は、2 年前の平成 24 年の衆議院議員選挙の 56.37 パーセントでした。今回の 53.61 パーセントは、過去最低をさらに下回ってございます。

期日前投票ですが、平成 16 年に法改正で期日前投票制度が始まりました。今回の期日前投票の投票者数は、小選挙区で 1 万 2,154 人となっております。法改正後の小選挙区選出議員選挙で申し上げますと、都合 4 回、期日前投票制度を行って小選挙区制度が行われておりますが、投票者数の多さでは過去 2 番目、有権者数に対する割合で申し上げますと、今回は 11.24 パーセントで、これも過去 2 番目に高い数字となっております。

○新谷委員

期日前投票にたくさんの方がいらしているのを私たちも見ておりましたが、第 2 委員会室で行っているのが、高齢者などには遠いという問題もあり、また冬の選挙ということもあって、雪で絶えずエレベーター前や廊下がぬれて、から拭きをしなければならないということがありました。私たちが時々、気がついたら拭いておりましたけれども、第 1 委員会室ではどうしても実施できないものなののでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

平成 16 年の期日前投票制度の前までは、不在者投票制度におきまして、第 1 委員会室に会場を設けておりました。用紙交付、投票用紙の記載場所、投票箱が 1 か所でした。つまり用紙交付では、小選挙区、比例代表、国民審査、3 種類の投票用紙と不在者投票用封筒のセットを渡しまして、1 か所で記載して、1 か所で受け取るスタイルでした。ただ、16 年の期日前投票制度になりましてから、一般の投票所と同等の設備を設けることが義務づけられまし

たので、用紙交付をした後に一つ目の小選挙区の投票用紙を記載台で書いて投票箱に入れる、次は 2 か所目で投票用紙を交付するというので、スペース的に従前よりも広い場所が必要となっております。

さらに、従前の不在者投票の場合は、いらっしゃる方が今よりも少なく 5,000 人、6,000 人という人数でございましたが、期日前投票制度の普及に伴いまして、現在は 1 万人、多いときには 1 万 3,000 人を超える方が訪れておりますので、第 1 委員会室の広さでは対応できないと考えておまして、第 2 委員会室に移した経緯がございます。

#### ○新谷委員

広さの関係でやむを得なかったということですね。

先ほど投票率を聞きましたが、本当に低い投票率でして、投票率を上げるために広報カーを回したというのですが、全く聞こえなかったという人が多いので、これは何か工夫が要るのではないのでしょうか。

#### ○選挙管理委員会事務局次長

選挙の広報カーについては、今回は生活安全課と保健所にスピーカー付きのセットカーを 1 台ずつ、計 2 台借りております。選挙期日前日の土曜日の午前中と投票日当日である 12 月 14 日の朝 9 時から夕方 6 時ごろまで、中心部から蘭島方面、あるいは銭函方面という 2 ルートに分けて、選挙啓発のテープを流しながら運行してございます。日曜日に関しましては、ルートを変えまして、午前と午後で各 1 回ずつ蘭島方面、銭函方面に回っておりますが、冬の選挙ということで、皆さん窓を閉めている状況もあるかと思えます。また、スピーカーの音量を上げることもなかなか難しい部分もございますが、聞こえなかったという御意見がもしあるのであれば、次回以降、さらに効果的な運行ルートなど、そのような対策を講じてまいりたいと思えます。

#### ○新谷委員

一番の原因は、政治不信を買っているという今の政治の悪さが反映していると思うのですが、当日は予想に反して天気はそんなに悪くなかったのです。しかし、病気の方が会場に行くのに、例えばパーキンソン病などの方も一生懸命頑張って投票に行きましたし、足が悪い方も車に乗せてもらって投票所に行きましたが、その投票所に着くまで少し離れていたというか、駐車場のスペースがあるにもかかわらず、そこが使われていなかったのです。車椅子でも、もっと短い距離で投票所まで行けるようにしていただきたいのですが、こういう方は皆さん棄権しないで自分の 1 票をとるという思いで投票しているわけですから、投票所まで行きやすいように配慮していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

#### ○選挙管理委員会事務局次長

今回、雪が降る時期ということで、2 年前の衆議院議員選挙に引き続き、夏場の選挙とは条件がかなり異なるものだったと思えます。次回以降、積雪の場合、ぬかるんだ場合、さまざまな場合がございますが、その都度状況を見まして必要な措置を講じまして、投票環境の改善に善処いたしたいと考えています。

#### ○新谷委員

##### ◎放課後児童健全育成事業について

次に、放課後児童健全育成事業について伺います。

初めに、厚生労働省令第 5 条第 1 項と第 18 条の説明をしてください。

##### ○（教育）生涯学習課長

厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準についての第 5 条第 1 項及び第 18 条の説明につきましては、平成 26 年 5 月 30 日付けで厚生労働省からこの基準の運用に関しての通知がございました。その中で説明している部分がございます、それに基づきまして説明申し上げます。

基準第 5 条につきましては、放課後児童健全育成事業の一般原則について規定している部分でございます。これにつきましては、放課後児童健全育成事業における支援の目的について定めるものであることと、放課後児童健全育成事業における支援は、放課後児童健全育成事業の対象となる児童について家庭、地域等との連携の下、発達段

階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならないものとするものであると説明されております。

続きまして、基準第18条は、開所時間及び日数についてでございます。小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、事業所ごとに開所時間を定めることとするものであること、年間の開所日数につきましては、1年につき250日以上を原則として、事業所ごとに開所日数を定めることとするものである、そういったことが規定されているものでございます。

**○新谷委員**

第18条第2項には、「児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して」ということが入っています。そこが大事なところなのですが、土曜日の開所についてです。代表質問でも聞きましたが、拠点校方式をとっているのは小樽市だけで、他市では実施しておりません。6月からは拠点校に行かなければならないということですが、まず4月、5月の登録人数、また6月から拠点校に行く児童数は何人なのか、それぞれ聞かせてください。

**○（教育）生涯学習課長**

土曜日の児童クラブの利用人数について、4月、5月ということですが、5月1日現在で統計をとっておりますので、それで答弁させていただきます。

5月1日現在の土曜日の利用登録児童数は18校中、天神小学校を除く17校の児童で161人が利用登録をしております。次に、6月から拠点校に行く児童でございますが、5月1日現在での非拠点校の利用児童の人数は24人でございます。そのうち11人が、6月以降の拠点校を利用するというので登録をいただいております。

**○新谷委員**

6月になると、なぜ人数が減るのか、また、拠点校へ行くまでに困難はないのか、それについて把握しておりますか。

**○（教育）生涯学習課長**

6月に拠点校になると利用児童数が減る原因と、拠点校に行くために困難はないのかというお尋ねですが、両質問とも、具体的な内容について聞き取り等の調査はしておりませんので、現在のところ把握してございません。

**○新谷委員**

代表質問でも言いましたが、私が聞いたのは長期休業の場合でしたけれども、実家の両親に預けたり、親類の家に預けたりということで、さまざま苦勞していると聞いておりますので、土曜日についても同じだと思うのです。

最寄りの拠点校までの距離を資料として出していただきましたが、通常の通学距離を超えているところが五つほどあります。拠点校までは、保護者の送迎が前提になっているとは言いますが、調査もしていないということで、どういう状況かわからないということでは、この距離が問題になっているとは考えられませんか。

**○（教育）生涯学習課長**

距離の問題でございますが、それにつきましても具体的な利用者等への調査はしておらず、現在、生涯学習課としては把握しておりません。

**○新谷委員**

いろいろ調査をしていないということは、大変問題だと思います。先ほどもここが大事なところを言いましたけれども、やはり児童の健全育成が大きな目的ですし、厚生労働省令第63号第3条では最低基準の向上がうたわれております。ですから、拠点校方式はこの省令に照らし合わせても改善すべきものではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

拠点校方式は改善すべきではないかというお尋ねですが、代表質問でも教育長から答弁させていただきましたけれども、全ての放課後児童クラブで土曜日を開設することにつきましては、利用児童数の動向の見極めや費用の問題等もあることから、市長部局とも十分協議いたしまして、慎重に判断してまいりたいということでございます。

○新谷委員

全てのということで、私は調査をしてほしいと言いました。

ところで、放課後児童クラブの土曜日 1 か所を開所する経費はどのぐらいですか。

○（教育）生涯学習課長

土曜日に 1 か所の開設する経費につきましては、指導員 4 人で午前、午後の交代制勤務をしてございますので、4 人分の人件費、報酬額になりますが、合計で 2 万 1,490 円となります。

○新谷委員

それは 1 回ですね。土曜日全体ではどのぐらいになるのですか、年間経費では。

○（教育）生涯学習課長

それにつきましては、1,193 万 8,760 円となっております。

○新谷委員

決して少ない額ではありませんが、小樽市は人口増・少子化対策に取り組もうとしていますから、保護者と児童がともに安心してクラブに通えるものにしなければなりません。

今後は放課後児童クラブのアンケートを来年から工夫して行うということでしたけれども、どういう内容でやるのか、その点についてお知らせください。

○（教育）生涯学習課長

放課後児童クラブの利用申込みにつきましては、毎年 2 月に実施しております。これにつきましては、利用希望する方に放課後児童クラブの入会のしおりを渡してありまして、その中で土曜日及び長期休業期間中の開設状況の一覧を示しておりますが、その部分に土曜拠点校に関する説明と拠点校ではないクラブで通年開設をした場合に利用するかどうか、そういったことを尋ねてありまして、入会申込時にその回答をいただくといったことを考えてございます。

○新谷委員

通年開設というのは、土曜日も含めてということによろしいですね。

○（教育）生涯学習課長

はい、6 月以降の土曜日も含めてでございます。

○新谷委員

対象児童については、現在は 3 年生までにしてありますが、児童福祉法の改正によって年齢制限は取り払われております。今でも札幌市は 6 年生まで、石狩市はあきがあれば 6 年生まで受けられることになっておりますが、希望があれば今後 4 年生以上も受け入れるべきですけれども、これについて保護者にはどのようにお知らせするのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

児童福祉法が改正されまして、今後の受入れ可能な児童につきましては、小学校の全学年を対象とすることになっております。そういったことから、学校を通じて全児童宛てに案内書を配付させていただこうと考えております。ごらんいただいた方が利用する場合については、それに基づき児童クラブ等に入会申込みをしていただく形で、今後、周知を図っていきたいと思っております。

○新谷委員

少しわかりづらいのですが、年齢制限はないですよということを書くのですね。

○（教育）生涯学習課長

利用可能な児童につきましては、1年生から6年生までの全学年で可能ということで法は規定されております。

○新谷委員

ですから、法で規定されているから、しおりに、案内書に書くのでしょうかということ。書かないのですか。

○（教育）生涯学習課長

平成27年度からは、小学校6年生までの受入れにつきましては原則的には可能という形になります。これにつきましては、法改正の趣旨にのっとって受け入れることが望ましいと考えておりますが、今後の受入れにつきましては、施設の状況の確認や費用の問題といったこともございますので、市全体として、これにつきましては、市長部局とも協議いたしまして、受入れの方向性といったものを定めることとなりますので、それを受けて6年生までの児童の利用可能についての案内を差し上げたいと思っております。

○新谷委員

それは、おかしいのではないですか。法律で決まっていることを何で市が制限するのですか。法律で決まったことを知らない方が多いのではないですか。ですから、可能になりましたが利用を希望しますかというお知らせをしないとわからないですよ。もう一つは、全てについて調査をしていないということですから、全然健全育成に貢献していないとまでは言いませんが、児童や保護者の困っていることを全く把握していないのは問題です。ですから、自由欄を設けて、要望する点、困っている点などを書き入れるようなアンケートでなかったら意味がないのではないのでしょうか、いかがですか。

○教育部長

6年生までの受入れの件ですけれども、法改正がございましたので、その法の改正の趣旨に対象を小学生全体の6年生までという、その趣旨に沿った方向で考えていきたいと思っておりますが、最終的に、通知する文書も含めて、市長部局とも検討して、原則的に6年生までという趣旨に沿った形で対応はしていきたいと考えております。

また、アンケートの部分につきましては、どういう形の質問といたしますか、その項目がいいのかについては、こちらでも検討させていただきたいと考えております。

○新谷委員

確認しますけれども、児童や保護者の皆さんが困っている点や要望について、そういうものを書く欄を設けてほしいということについては、いかがなのですか。

○教育部長

実際に利用される方の希望ということでございますが、いずれにしても今度の制度改正の関係で保護者の方に、今の放課後児童クラブの受入れのことについても文書を出しますので、その中で申込みをされる方についての希望といたしますか、そういうものの欄をどういう形で設けるかについても、こちらで少し検討させていただきたいと思っております。

○新谷委員

わかりました。ぜひ、子供たち、保護者の皆さんが安心できる放課後児童クラブになるように努力していただきたいと思えます。

○（教育）生涯学習課長

先ほど土曜日の児童クラブの1年当たりの開設経費につきまして間違った答弁をいたしましたので、訂正させていただきます。1校当たりにつきまして124万6,420円となっております。

（「自分の字でしょう」と呼ぶ者あり）

○新谷委員

一桁違っていましたね。私もおかしいなと思いながら聞いていたのですけれども、これぐらいであれば、希望があれば何とか開設するというのが今度の法の趣旨にのっとったことですから、しきりに市長部局と相談と言いますが、何回も繰り返しますけれども、小樽市で人口減対策に取り組むわけですから、そういう意味でも、ぜひ希望があれば実施するように努力していただきたいと思いますが、教育長、いかがですか。

○教育長

法の趣旨は十分理解しておりますが、ただ、教育委員会とすれば予算権がないものでありますので、予算のこと、それから福祉全体の施策との調整のこともありますので、市長部局と相談してまいるといことで、御理解いただきたいと思います。

○新谷委員

相談するのはそうだと思いますけれども、子供たちのためにこうやっていきたいということ、積極的に提案してやっていかなければならないと思います。

◎小樽協会病院の産科休診について

次に、小樽協会病院の周産期医療ですが、新規分娩休止の件については、本当に驚いた方が多いです。協会病院では、新規分娩取扱休止の院内掲示をしたとのことですが、小樽市や後志の町村にはどのような相談があったのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

小樽協会病院の新規分娩受入れ休止の御質問ですが、協会病院内に掲示がありましたのは、11月21日金曜日でございます。市に協会病院側から話がありましたのは、その週の月曜日、11月17日です。病院長から市長に面会の申入れがありまして、今回の件についての話がありました。また、北後志の町村については、病院側から特段通知が行われたのではなく、私から5町村の関係課長に報告をしたということでございます。

○新谷委員

報告した結果、北後志の町村でも大変驚いていると思うのですが、そもそも休止になった理由が2人の医師が同時にやめるということなのですから、この原因がどのようなことか聞いていますか。

○保健所長

現段階で病院側からは退職理由を明示されておりません。さまざまな要因が複合するものですので、今のところ、これが理由ですということは私どもでは承ってございません。

○新谷委員

医師は大変な仕事だと思います。

小樽協会病院の周産期医療は後志地区からの患者も多いとのことですが、昨年度の小樽市以外の後志から受け入れた分娩数と割合がどうなっているか、お知らせください。

○（保健所）保健総務課長

昨年1年間、平成25年1月から12月ですが、小樽協会病院で受け入れました後志管内の分娩数は67件でございます。小樽市以外の分娩数は170件ですので、これに占める後志管内の小樽市以外の分娩数のうち、後志管内の分娩数の割合は39.4パーセントでございます。

○新谷委員

比率としては大変大きな比率だと思います。これは本当に重大な問題で、代表質問の時点では、小樽協会病院の分娩継続に向けて病院側と協議を行うとともに、北海道など関係機関に働きかけているとの答弁でしたが、どのような中身で進めているのか、進捗状況などをお知らせください。

○（保健所）保健総務課長

この一件があつてから市としてできる限りのことをしてきておりますが、内容としましては、病院長が市長のところに面会に来たその日に、保健所長から北海道に対して医師確保に向けて何とかお願いをしたいという一報といえますか、電話をしています。その後、それを受けて、後志振興局において11月27日に後志管内の町村、医師会、倶知安厚生病院の方々を集めて新規分娩の取扱いに伴う意見交換会が開かれまして、今回の件に係る共通認識を持つとともに、意見交換を行ったところでございます。

もちろん小樽市医師会にも何とか協力をお願いしたいという話をしておりますし、明日、北後志 6 市町村長名で北海道知事に対して周産期医療の維持についての要望書を出す予定となっております。

○新谷委員

明日、行くということですね。これは本当に重要な問題です。その結果、どうなったのかもお知らせいただきたいと思います。とにかく医師確保に向けて、小樽で安心して子供が産めるように、小樽市としても最大限の努力を行っていただきたいと思います。市長、ぜひよろしく願いいたします。

○市長

今、新谷委員がおっしゃるように、この周産期医療の問題については、小樽市としても取り組んでいかなければいけません。定住自立圏の町村との連携も本当に大事な問題だろうと思っております。

先月立ち上げました人口対策会議においても、人口問題というのは、産める環境をどうつくっていくか、それから育てる環境をどうつくっていくか、こういったことが大変大事な問題だろうと思っておりますので、今、保健総務課長が答弁したとおり、これからいろいろな形で市としてできることは前向きに積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○新谷委員

ぜひよろしく願いいたします。

○（保健所）保健総務課長

先ほどの後志管内の分娩数の割合についての答弁でございますが、小樽市以外の後志管内の分娩数の中の後志管内の割合を申しあげましたけれども、新谷委員のお尋ねは、全体の中の後志に係る分娩数の割合でございましたので、もう一度答弁させていただきます。小樽協会病院での全体の分娩数は398件、うち小樽市外の後志管内の分娩数が67件でございますので、割合としては16.8パーセントになります。申しわけありませんでした。

○新谷委員

◎福祉灯油について

次に、福祉灯油について伺いますが、実施の考え方をお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

福祉灯油の実施に対する判断ですが、灯油の急激な高騰があつた場合に、他都市の状況、国や北海道の財政支援の動きなど時期や支援の内容にかかわること、本市の財政状況を総合的に勘案して実施するかどうか、このような判断をしております。

○新谷委員

昨年度、全道10万市で実施した市と実施対象者、財源についてお知らせください。

○（福祉）地域福祉課長

2都市ありまして、帯広市と江別市です。帯広市につきましては、生活保護世帯を除く障害者、高齢者、ひとり親世帯になっております。財源は、地域づくり総合交付金の100万円のみで、あとは一般財源と聞いております。次に、江別市は生活保護を受給しておらず、収入が基準以下の世帯に対して配っております。これも地域づくり総合交付金の100万円のみ財源になっておりまして、残りは一般財源と聞いております。



○新谷委員

苫小牧市でも実施しているようですが、これは違うのですか。

代表質問でも言いましたけれども、特別交付税を充当しているということですが、その充当額についてお知らせいただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

苫小牧市ですが、ぬくもり灯油は実施していると聞いております。ただ、聞くところによりますと、共産党がぬくもり灯油は福祉灯油ではないと。それとは別に、福祉灯油を実施しなさいということで要望されていると聞いておりますので、これは抜かせていただいたところ です。

○（財政）財政課長

福祉灯油の特別交付税につきましては、急激な原油価格の高騰に対応する緊急対策ということで措置されておりますが、これは3月の特別交付税の算定になっておりまして、内訳が公表されていませんので、私どもでは把握しておりません。

○新谷委員

公表されていないからわからないということですが、私たちが道議会に聞きましたら、きちんと全道市町村の算定額が出ていますよ。何で手に入らないのかはわかりませんが、きちんと特別交付税で算定した額を使っております。財政部でも調べたと思いますから、その点について聞かせてください。

○（財政）財政課長

3月の特別交付税の内訳は、先ほど答弁したとおり、公表されていない形になっておりますので、その内訳については北海道に聞いておりますが、示していただけないものでございます。

特別交付税で言いますと、こちらは都道府県の算定方法の特例という部分で示されておりまして、それに示されている特例の内容としては、総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額が算定される形になっております。

○新谷委員

そういうふうはこの省令が出ているわけです。ですから、福祉灯油に充てられるということ です。

代表質問の答弁では、厳しい市民の生活実態を認識しているのに、ひたすら灯油価格が下がるのを待つというものでした。あまりにも冷たい態度ではないかと思いますが、国や道の財政支援がなければできないということでしたけれども、どのように財政支援を求めたのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

私どもとしては、北海道市長会に対しまして、毎回要望を上げているものでございます。その要望の内容は、原油価格が高騰を続けているため、積雪寒冷地である北海道では、このような住民生活に重大な影響を及ぼすことに対して、できるだけ緩和されるように必要な措置を求めているということです。具体的に申しますと、家庭用灯油の安定供給と価格安定対策の推進、地方公共団体の追加的な財政需要に対する早期の支援の充実強化、このような形で要望を上げております。

○新谷委員

では、それに対して、どのような答えが国あるいは道から来ているのですか。

○（福祉）地域福祉課長

私どもが伺っていますのは、北海道市長会から、これは北海道全体の問題ではあるのですが、今年度につきましては灯油の価格が急激な高騰ではないと。これについては急激な高騰があった場合に緊急措置する対応であるということで、全国市長会には上がっていないということで聞いております。

○新谷委員

少し意味がわからなかったのですが、全国市長会を通して財政支援を求めたのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

組織上、北海道市長会を通じて、全国に要望が上がっていきます。ただ、北海道の段階で、これは緊急措置対応ということになりましたので、全国には上がっていないと聞いております。

○新谷委員

では、どうしてこの特別交付税に関する省令というのが出たのでしょうか。それがよくわかりませんが、灯油の平均価格は12月5日時点で小樽市の調べでは98円と若干下がっていますが、高齢者であれば年金が下げられ、物価が非常に高いです。ほかの物価も上がって、支出に占める割合は依然として高いのではないですか、灯油価格というのは。

○（福祉）地域福祉課長

もちろん小樽は寒冷積雪地でありますので、灯油をたかなければならないものでありますので、市民生活においては大きなウエートを占めているのではないかと考えております。

○新谷委員

そういう認識があるのに、なかなか実施しないということですが、江別市では歳末たすけあい運動義援金配分事業を行っていて、社協が行う歳末たすけあい募金を活用した歳末見舞金を贈呈していきまして、その対象者には自動的に福祉灯油が贈呈される仕組みになっております。小樽市は、ふれあい見舞金もやめました。一部には支給されておりますが、それはひとり親の方で、ほかの低所得者に対する生活支援は何もありません。本当にこの寒い冬に灯油を買えなくて苦しんでいる市民がいるわけですから、社協の見舞金も含めて福祉灯油の実施はできないのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

私どもの福祉灯油でやっていたのは、非課税世帯に配っていたところであります。もし、実施するのであれば、税情報を使わなければならないのですが、税情報につきましては目的外使用になりますので、もちろん手挙げ方式で申請していただいて、その中で税情報を見ていいという同意が必要になってまいります。

また、かつては、ふれあい見舞金を実施しておりましたが、税情報は個人情報でありますので、それを使用することができないということで見送ってきた経緯がございます。ですから、そのような形で、抱き合わせて実施することは少し難しいものと考えております。

○新谷委員

手挙げ方式でも、やらないよりはずっといいわけです。それで、福祉灯油自体の必要性はあると考えておりますよね、その辺はいかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

先ほどお話がありましたが、灯油価格は現在、下がり傾向にあります。しかしながら、依然として高値が続いていることは認識しております。そのほかに電気料金も上がっております。また、急激な円安による輸入品の高騰によりまして、食料品も値上がりしていることがわかっておりますので、市民生活に大きな影響があるのだろうとは思っています。しかし、灯油に限らず、まずこういった市民生活で大きな負担をしているものがありますので、灯油関係はもとより、さまざまな部分で国の抜本的な対応が必要なのではないかと、私どもはこのように考えているところであります。

○新谷委員

もちろん、それはそのとおりなのですが、寒さというのは北海道独特のものでしょうか。灯油をたかなくてはいかれないのです。凍死した例だってあるのではないですか。ですから、福祉灯油の必要性は認めるのかということの一つ単純に聞いているのですが、それはいかがなのですか。

○(福祉)地域福祉課長

寒冷地に対する考え方は、もちろん私も家でたいておりますので、灯油は本当に大事だとは思っておりますが、やはり国の財源措置が早い段階でどれぐらいあるのかが示されなければ実施することにはなりませんので、その辺は御理解いただきたいと思っています。

○新谷委員

端的な答弁はありませんが、大事だということなので、それは必要だと認めていることだと思います。国の財政支援は当然です。ですから、国に対して早く財源措置をするように要望、要請、強くそういう行動を起こしていくことが大事であります。そういうことをやっているようには全然思えないのです。全国市長会、北海道市長会を通してと言いますが、それをもっと強くやっていかなければ、大企業には大幅な減税などをしていますけれども、庶民には本当に冷たい政治ですから、やはりそこをしっかりと、こういう厳しい実態があるのだから財源措置をしてほしいということを強く言っていかなければならないのではないですか。

○(福祉)地域福祉課長

これは小樽市だけの問題ではありませんで、寒冷地全体の問題であります。特に北海道全体の問題でありますので、小樽市単独でどうかという動きは、ルールとしてどうかということになりますので、引き続き市長会を通じて要望してまいりたいと考えてございます。

○新谷委員

市単独でというのはなかなか難しいと言いますが、単独では言っておりませんので、率先して、ほかの市町村とも力を合わせて国に強く要望するというアクションを起こしてほしいということです。

◎カジノについて

次に、カジノについて聞きます。

代表質問でも聞きましたけれども、カジノ抜きで I R はあり得ないということ、それからカジノは賭博ということについて、その認識を再確認いたしますが、いかがですか。

○(産業港湾)観光振興室川嶋主幹

御質問のありました I R 統合型リゾートにつきましては、国際会議場、ホテル、商業施設、レストラン等にカジノを含んで一体となった複合観光集客施設になっておりますので、委員が言われましたように、カジノを抜いたものは I R と呼ばれないというふうに定義されております。

また、カジノは賭博かということでございますが、法律が整備されていない現在の日本においては賭博であるというふうに認められると思います。

○新谷委員

大王製紙の井川元会長ですが、2008年からカジノに通い始めて、3年足らずでマカオ、シンガポールのカジノで総額106億8,000万円を失いました。これにはジャンケットという仲介人がいて幾らでも資金を調達してくれるということで、これにはまってしまったという回顧録も書いているぐらい、本当にカジノというのは賭博以外の何物でもありません。カジノを合法化すること自体が間違っているのではないかと思います。刑事罰で禁じられているこの禁止について確定した1950年の最高裁判例はどのように言っているのか、その辺について聞かせてください。

○(産業港湾)観光振興室川嶋主幹

1950年、今から64年前ですが、最高裁判所において賭博罪の保護法益は、公序良俗、すなわち健全な経済活動及び勤労であり、また、副次的犯罪を防止することであるという趣旨の判決であります。

○新谷委員

今回の選挙後、新たな国会でまたカジノを含む I R 推進法、カジノ解禁法が上程されるのではないかと思います。市民の反対は前の国会でカジノ議連が法案を提出して以降、非常に増えており、80パーセント以上です。この

声をぜひ聞いてほしいと思うのです。国会でこれからどのように変わっていくかわからないから、何も言えないという答弁でしたが、それ以前にカジノ自体を市民が反対しているわけですから、誘致は断念すべきです。この点について御答弁をお願いいたします。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今回の総選挙により、出されていた法案が廃案になったということでございますから、現在は、その法案がない状況になっております。ですから、今後はそういった国の動き等を見ていかなければならないかと思っております。そして、市民の声をということですが、代表質問で市長から答弁しておりますけれども、仮定の話として、法案が提出されて、国会で審議されて、それが成立した後は市民に対して説明会を開催していきたいというように考えております。

○新谷委員

何が何でも国会の動きを見てからという答弁です。しかし、それ以前に市民は、カジノ自体に反対しているわけです。ですから、市民の意見を聞かないというのは、またマイカルのような失敗を繰り返して小樽経済の起爆剤どころか一層の疲弊を招く、私はこういうふうに申し上げたいと思います。とにかく市長は、市民との協働、市民の声を聞くこと、それが公約でもありますし、ぜひ市民の声を聞いてやめていただきたいと思いますが、最後に市長からの答弁を聞いて終わります。

○市長

新谷委員のお話ではカジノと言っていますが、私はカジノを誘致するという一言も言ったことがないので、私は I R と常に申し上げているわけです。

（「カジノも含まれるでしょう」と呼ぶ者あり）

だけれども、共産党に言わせると、何かカジノが賭博罪でそれについてどう思いますかというようなアンケートというか、聞き方をされているのではないかと思うのですね。

（「そうですよ、今は賭博ですよ」と呼ぶ者あり）

私も、もしそういうことで I R という知識がなければ、きっと反対だと言うかもしれませんが、私は、カジノを誘致するのではなくて I R の統合型リゾートを何とか誘致するというで申し上げているわけです。

しかし、現在、I R 法が国会で審議されていないのです。今回、臨時国会においても解散という形で廃案になりましたから、来年以降の通常国会でどういう議論がなされていくのか、そこをやはりしっかり注目していかなければいけないだろうと思っているわけです。

現在、市民の皆さんにいろいろなことを聞かれましても、法律ができていない以上、何らお話をできる状況にありませんので、法律ができてきちんとした状況がわかれば、それについて市民の皆さんにいろいろな御意見を聞きながら、そしてこれは以前から言っておりますが、多くの市民の皆さんが反対であれば、私は決してその I R、統合型リゾートの関係を誘致しようというようには思っておりません。ですから、そこをよく理解していただきたいと思っております。

くどいですがけれども、カジノを誘致したいということは、私は、ただの 1 回も申し上げたことはありませんので、そこをひとつしっかり理解した上で、共産党が市民の皆さんにいろいろな御意見を聞くときには、正しく聞いていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長

市長、問題発言になるから、そういうことは慎んで、考えて答弁してください。

共産党の質疑を終結し……

（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

自民党に移します。

(「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり)

新谷委員、何ですか。

**○新谷委員**

市長は、大変な間違いを言っております。I Rというのはカジノが含まれているのですよ。それが抜きの法案ではないのですよ。だから、そこを間違っていると、誤解されて話したら、かえっておかしいのではないですか。

**○市長**

私は、カジノ単独の話はしておりませんと申し上げているのであって、先ほど冒頭に答弁させていただいたように、I R推進法は、そういったことも含めてですが、例えば全体のI Rリゾートの面積を100とすると、カジノのプレーができるところは、シンガポールの例で言いますと3パーセントから4パーセントぐらいなのです。ですから九十何パーセントは、例えばショッピングモールや劇場など、いろいろなそういうことでありますので、私はそういったことが経済効果、地域振興、観光振興につながっていくのではないかとということで話をしているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

**○委員長**

自民党。

---

**○酒井委員**

**◎実物投影機を活用した学力向上について**

まず、学力向上について質問させていただきますが、一つ確認させてください。実物投影機の設置状況について、たしか小学校は全部に配付していたと思うのですが、その状況を確認させてください。

**○（教育）施設管理課長**

実物投影機の整備につきましては、小学校の全校において最低1台以上整備したところでございます。

**○酒井委員**

中学校はどうでしたか。

**○（教育）施設管理課長**

今年度につきましては、小学校の整備を行ったところでございます。

**○酒井委員**

中学校はまだということですね、わかりました。

この実物投影機を設置するに当たって、研修が何回か行われたと思います。この研修の状況は、どのような研修だったのか、また現在の利用の状況についてお示しいただけますか。

**○（教育）指導室主幹**

実物投影機に関する研修の状況ですが、今年度はまず5月に情報処理教育センターの指導主事を招いた研修を行いました。また11月には、高島小学校で授業を公開して研修会を行っております。さらに、8月に教員63名で札幌のICT活用の先進校へ視察研修に参りました。そのときにも実物投影機の研修を行っているところでございます。

**○酒井委員**

実物投影機の利用状況ということで、私も何度か学校に足を運んで見させていただきました。前回の予算特別委員会でも話をさせていただいたのですが、非常にいいものだと思ったのと同時に、使い方を間違えると授業が遅れてしまう要素の一つにもなり得るものだと思いました。

今は1台以上ということで、2台のところもあるかと思うのですが、現在の状況についてどのように把握しているのか、例えば問題点があったりという部分については、どのように把握されていますか。

○（教育）施設管理課長

利用状況につきましては、学校に聞き取りをいたしまして、授業で毎時間使用している、又は週の半分以上で利用していると聞いております。また、今後の課題としましては、現在、各小学校に 1 台程度の配備となっていることから、台数が不足していると聞いております。今後、整備台数を増やしていく努力をしていきたいと考えております。

○酒井委員

やはり 1 台ですと、例えば、授業で使うとき、その部屋に移動するとか、あるいは実物投影機を持ってきて設置するのに、これが 1 回や 2 回でしたらそんなに負担にはならないのですが、毎回という話になると、結構負担にもなりますし、その分時間がかかってしまうという部分では、不便になってしまうというか、使われなくなってしまう原因にもなり得ると思います。前回も言ったのですが、やはり 1 台や 2 台では少し足りないと思います。また、この使い方については、やはり教員の使い方によっては格差が生まれてしまう原因にもなります。今後の研修などについては、そういう部分も含めてやっていただきたいと思います。また、格差が生まれないような上手に使う実例を含めて、教員にわかりやすい、あるいは使いやすいような研修もやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）指導室主幹

授業における実物投影機の活用については、その機器を活用することが目的ではございません。あくまでも 1 単位の時間の授業の目標を達成するための一つのツールであるということをややはり教員は認識しなければいけないだろうと、ただ、やみくもに使えばいいというものではないということです。そういった意味では、やはり実物投影機を活用する場面はどこがいいのか、どういう方法で、また、どのぐらいの時間を使えばいいのかなど、具体的な研修を今後とも継続してまいりたいと考えてございます。

○酒井委員

本当にいいものだと思いますし、わかりやすい授業をするためのツールの一つだと思いますが、その辺を間違えてしまうと、学力向上につながるツールになってしまいますし、もっと言うと、使われないツールになってしまう可能性もあるので、これからの研修や研究を行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎音読カップ・音読カードの取組について

次に、音読カップについて伺います。代表質問でもお聞きしましたが、市民会館で行われた音読カップの運営状況について、どういう方が運営されているのか、具体的に聞かせていただけますか。

○（教育）指導室主幹

音読カップにつきましては、今年度で 2 回目となり、11 月 8 日に市民会館にて開催いたしました。運営状況については、そのスタッフとして、市教委の職員はもとより、市民ボランティアの方、主に子供たちの誘導や世話役として、築校小樽塾の教員にお手伝いをいただきながら運営したところでございます。

○酒井委員

全小学校の児童が参加されたと聞いているのですが、手伝いの部分では、各学校から児童が来ているので、強制はできないにしても、協力を仰ぐ意味で各学校の教員にお願いして、そこから来る児童のお世話という部分でかわっていただくと安心感も違うと思うのです。今回は、築校小樽塾の教員にお願いしたということですが、今後の取組としては、できれば各学校の教員に積極的に出てきていただきたいと私は思っているのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○（教育）指導室主幹

音読カップの今後の運営については、子供たちが日ごろ一生懸命練習した成果を十分発揮できる場となるように、

毎年改善しながら進めてまいりたいと思いますが、今年度は市民会館に各学校から多くの教員が参観しておりました。今後は築校小樽塾以外の教員にもスタッフとしての参加を募るなど、本事業に対する教員の参画意識を高めてまいりたいと考えてございます。

#### ○酒井委員

全国学力・学習状況調査の結果についての質問では、組織的な授業改善に努める意識が浸透していなかったのが一つの原因だったという答弁を教育長からいただいたのですが、そういうときに教員に積極的に参加していただければ、教員の意識改善にもつながると思います。ただ、市民会館まで実際に足を運んで児童を見に来ていた部分では、確かによかったと思うのですが、今後は教員にも積極的に参加していただいて、そこから意識改善をしていただきたいと思いますので、今後の課題としてよろしくお願ひしたいと思います。

次に、音読カードについて質問させていただきたいと思います。

こちらも大分浸透してきたと実感できる場所ではあるのですが、音読について非常に浸透してきた部分と格差が開いてきた部分が見えてきたと思うのですけれども、教育委員会としてどういうふう把握されて、どのように感じているのか、お聞かせ願ひます。

#### ○（教育）指導室主幹

音読の取組については、本市の児童・生徒の家庭学習の課題を解決するために、また、小樽市全体が統一した取組を行うことで、学力向上の意識を高めることも狙いの一つとして、音読カードを全小・中学生に3年前から配付しているところでございます。この取組を始めて、学校訪問などを通して音読の取組は確かに浸透しているということをおもも認識してございますが、一方で学校や教員の意識の違いから、その取り組み方に差が生じているということも実感しているところでございます。

#### ○酒井委員

先ほどの実物投影機もそうですし、音読カップもそうですが、今、一番やっていかなければいけないのは、指導力向上と教員の意識改革というか、大分進んでいると実感できる場所もあるのですけれども、その分、格差が開いていく部分も感じられるので、この辺について重点的に力を入れていただきたいと思ひますし、やはり教育委員会が中心になって各学校でということになると、各学校の校長の指導力、その向上にも力を入れていただいて、全国学力・学習状況調査の結果で平均点を上げるのは非常に難しいことだという部分も認識しているのですが、一つずつ確実に、今までも前に進んでいますので、この流れを大切にさせていただいて頑張りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

#### ◎スポーツ施設の修繕について

次に、スポーツ振興について質問させていただきます。

代表質問で大枠を聞いたのですが、その中で当面の考え方としては、財政状況と緊急度の高いものから随時修繕をしていくという答弁をいただきました。この緊急度の高いものの考え方を示していただきたいと思ひます。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

小樽のスポーツ施設は、かなり老朽化が進んでいるものが多い中で、財政状況を見ながら、緊急度の高いものから実施していくということで、緊急度の高いという優先順位の考え方ですが、一つにはスポーツ施設を維持していく、スポーツ施設の本来の目的を果たすためにはどうしても必要な修繕なり整備なり、これが緊急度が高いといひますか、優先度が高いものと考えております。もう一方では、選手や施設を利用する利用者の方の安全を確保するために必要な修繕整備も非常に優先度が高いというか、緊急度の高いものと考えておりますので、これらにつきましては財政状況を勘案しながら随時行っていきたくて思ひます。

#### ○酒井委員

私もスポーツクラブに幾つかかかわっておりまして、例えばネットがぼろぼろで、そこに滑り込んできて刺さっ

たらどうするのだろうかという部分もあります。その部分については、そのクラブの方々が随時ガムテープを巻いたりということで、何とかその場をしのいでいる形にはなっているのですが、今度は、そのネットを支えている鉄のパイプが腐れて、もうつながっていない状況という部分もあります。財政が苦しい中で、優先順位をつけるのはなかなか難しいとは思いますが、できるだけそういう部分を見ていただいて、修繕していただきたいと思いますので、お願いします。

◎からまつ公園のクロスカントリーについて

それに関連しまして、からまつ公園のクロスカントリーについて伺います。

冬場のからまつ公園でのクロスカントリーコースの施設の利用者数と、ここでやっている貸出しスキーの利用状況などを聞かせていただきたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

からまつ公園で行っております歩くスキーの普及事業でございますが、利用人数ということで、からまつ公園の運営ハウスを無料で使っていただいております。そのハウスの延べ利用人数で申し上げますと、直近3年間で、平成23年度が1,536人、1日平均で21.6人、24年度で1,405人、1日平均19.7人、昨年25年度は1,381人、1日平均20.3人、1日平均と申し上げたのは、月曜日を休みにしているのですが、天候の関係やカレンダーの関係で、年度によって開設している日数が多少違ってくるということでございます。

また、貸出し状況につきましては、23年度が延べ605人、1日平均8.5人、24年度が延べ575人、1日平均8.0人、25年度が延べ646人、1日平均9.5人になっております。

○酒井委員

ちなみに、この貸出しスキーの所有は、どういうふうになっているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

所有ということで申しますと、教育委員会生涯スポーツ課が担当しております。

○酒井委員

このセット数、購入時期などについて、大枠でどういうふうになっているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

購入時期となると、かなり古いものからあるのですが、大体平成10年くらいからかと思っております。まず、数を報告させていただきますと、スキーの板は41台、靴は73足、ストックは使うたびに折れることなどもあるので、はっきりしないのですが、大体50組から60組くらい、靴は履く人のサイズによって違うので、靴が一番多い形で用意しているところでございます。

○酒井委員

スキーの用具についてはわかりましたが、相当傷んでいるものがあると聞いております。モデルとしては最新モデルというか、型というか、そういうものを使われているということですが、相当傷んでいて、靴などは底がばかばか外れている靴もあると聞いていますけれども、メンテナンスはどういうふうになっているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

毎年、使用できなくなるものなどについては、廃棄処分といいますか、翌シーズンから使わない形をとっておりますが、できるだけ使っていききたいという中では、この歩くスキー事業をお願いしております自然の村公社で見せるところは直していくということで進めているところでございます。

○酒井委員

直せるところは直して使っているということですが、本当にひどいものもあって、修復がなかなか難しいとも聞いております。また、歩くスキーのコースの整備は、もともとは圧雪車で行われていたということですが、現在の状況について伺います。



### ○（教育）生涯スポーツ課長

今おっしゃいました圧雪車については、国体の開催に合わせて用意したもので、国からの借入れか何かだったと思うのですが、使えなくなったという状況から返還というようなことになっていって、10年ぐらい前から使っていないと認識しております。国体のときに、どういう形で入ってきたかは定かではないのですが、記憶ではそのように思っております。

現在の整備状況ですが、歩くスキー事業をお願いしている自然の村公社で整備しております。方法といたしましては、スノーモービルを使っているのですが、雪の降った量によるのですけれども、あまり降らないときであればスノーモービルを走らせるだけとか、結構降ったときにはスノーモービルの後ろにタイヤなりなんなり、かなり重いものをつけて引っ張って、まずはコース自体を圧雪します。その後、木の枠というか、そりみたいなものの下に金具で溝を掘っていくようなものを引っ張ってスキーの溝をつけていく、そういう形でコース整備を行っているところでございます。

### ○酒井委員

そういう状況ですよ。ここを利用されている方からの要望ですが、やはりそれだけではでこぼこして、歩くスキーにならないという声があります。圧雪車という話になると高額なので、なかなか難しいのかと思うのですが、ここを利用されている方からは、もう少し何とかならないのかと、もう少し工夫してもらえないのかという声がありますので、少し検討して、いい知恵を出していただいて、ここで楽しまれている方の利用改善に努めていただきたいというのが一つ要望であります。

スポーツ振興でいろいろお聞きしましたが、冬はなかなか外に出る機会が少なくなりますけれども、その中で冬のスポーツとして歩くスキーを楽しまれている方がいることも事実ですし、健康維持の観点からもやはり必要なことだなと思います。これに莫大にお金をかけてということではなく、工夫、改善をしていただきたいと思います。これは要望としておきますので、よろしくお願いします。

### ◎雪堆積場について

最後に、除雪について伺います。

急に雪が降って、随時除雪が行われているわけではありますが、堆積場というか、雪を運搬してためておくところが、たしか市内に5か所あったと思うのですけれども、この状況について示していただきたいと思います。

### ○（建設）雪対策課長

現在、市民に開放している雪堆積場は、5か所ございます。5か所のうち、中央ふ頭、幸、望洋シャンツェ、祝津豊井浜の4か所につきましては、開設しております。そのほか、御膳水につきましては、近々開設に向けて準備作業を進めている状況でございます。

### ○酒井委員

御膳水は、まだ開設されていないということですが、なぜ開設されていないのか、お聞かせいただけますか。

### ○（建設）雪対策課長

銭函の御膳水につきましては、今の現地盤が非常に軟弱で弱いといった状況です。このまま開放しまして市民の方々がダンプで搬入いたしますと、非常にぬかるんでしまうといった状況ですので、これを安定した走行ができるように、外気温が低い状態の中で散水したり、踏み固めたりといった整地作業を進めている状況でございます。今後、暖気や降雨といった気象状況によっては、開設の休止ですとか、遅れるといったこともございますが、早急に市民が利用できるように開設できる形をとっていくような作業を進めたいと考えております。

### ○酒井委員

御膳水の部分はまだ開設していないということで、理由もわかりました。

ただ、今日から明日にかけて相当吹雪になる、雪が積もるということで、これまでに積もった部分もあり、銭函

地域の皆様が非常に困っていますので、できるだけ早く開設する努力をしていただきたいと思います。これは要望ですので、よろしくお願いします。

○上野委員

◎除排雪について

今、除排雪の話が出ましたので、除排雪の話から質問させていただきます。

今日も雪がばらばら降っております。予報では、これから大寒波がやってくるということで、市内もかなり雪が多い状況になっております。昨年も議会でも要望がありまして、一般的には年が明けてからの排雪が通例らしいのですが、昨年は年内に排雪しましたけれども、今年においては現段階でも雪がかなり積もっている状況で、これから寒波が来るような話なので、そういう場合において年内の排雪を雪対策課ではお考えなのか、また、排雪する場合には、どの辺を基準にして排雪を考えるのかお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

積雪についてですが、市内は見てのとおり、かなり増えてきているといった状況になっていると思います。今後の降り方によっては年内排雪もあり得るといったことも想定しております。

そういった中で、安全確保に向けて現場状況を把握しながらパトロールなどを行いまして排雪が必要なのか、時期的なものを含めて、検討してまいりたいと考えております。

○上野委員

まちにとって道路は、歩道も車道もそうですが、人間で言えば血管でございますので、詰まってから処置をすると、人間と同じように大変なことになりかねませんので、詰まる前に何とか最大限勘察して、年内の雪の降り方もつぶさに検討なさって対応に移っていただければと、ぜひともお願いいたします。

そこで、いくら排雪をお願いしても、お金がなければ排雪ができないわけでありますから、お金の面を少しお尋ねします。これは本会議でも出ましたが、現在、予算化されて、昨年も結局雪が非常に多くて、専決処分で何度も補正予算を組んで対応した経過があるのですけれども、今年度は、本会議では財政調整基金の話が出まして現在12億円あるということで、その中でやはり雪の状況に応じては、そこから取り崩して除雪費に回していくというお考えはおありなのかどうなのか、お聞かせください。

また、財政調整基金以外の部分で何か財源があるのであれば、それをお聞かせください。

○（財政）財政課長

雪に限らずですけれども、今後の財政需要が出てきた場合は、当然のことながら財政調整基金からしか今のところ財源がございませんので、一応その範囲内での対応になろうかと思っております。

ただ、これまでも申し上げていますが、財政調整基金につきましては、新年度の予算でも活用していかなければならない部分がございますので、全部を使ってしまいますと、新年度予算編成や今後の財政需要に影響を及ぼしますので、そういうことのないようにはしていかなければならないと考えております。

また、そのほかの財源につきましては、今後、歳入歳出決算の見込みを見通す中で、歳入であれば増になるもの、歳出であれば減になるもの、これによりまして一般財源が確保できればそれが財源になる可能性というのが考えられると思いますが、現時点では不確定な要素が非常に多いことから、それが具体的に何だということは示すことはできないところでございます。

○上野委員

ということは、財政調整基金を取り崩して除雪費に充てる考えがあるということでございますね、わかりました。先ほど福祉灯油の話もありましたが、この寒冷地、雪が降る積雪地においては、除雪が、雪に対する対策が最大の福祉ではないかと思えますし、市民全般の生活にかかわってくることでありますので、ぜひとも柔軟な財政支出も

含めて対応をお願いいたします。

◎フッ化物洗口について

次に、フッ化物洗口についてお尋ねいたします。

フッ化物洗口については、北海道でも8020運動ということで歯を80歳まで20本残そうということで取り組んでおりまして、子供たちの歯の状況も改善していこうと取り組んでいるのですが、私もフッ化物洗口については何度か質問をさせていただき、やっと具体的な取組が今定例会で見えてきたところでございますので、その点についてお尋ねいたします。

本会議では来年度モデル校を指定して実施していくという御答弁がありましたが、具体的には、モデル校の数を含め、現在どのようにお考えなのかお聞かせください。

○（教育）学校教育課長

モデル校の校数は1校を考えてございます。

○上野委員

そのモデル校は具体的にもう既に決まっているのでしょうか。決まっているならば、モデル校の名前をお聞かせください。決まっていないならば、そのモデル校とどのような検討をされているのか、状況をお聞かせください。

○（教育）学校教育課長

まだモデル校は決まっておりませんが、来年度に向けてモデル校を指定したいと思っています。実際にモデル校での試行という形での実施は、来年10月を目指しておりますので、それに間に合うように取り組んでいきたいと考えてございます。

○上野委員

今の答弁ですと、モデル校は1校で、来年10月から基本的に行うという方針があるということですが、実際にモデル校1校で行っていくということなので、この具体的な実施の内容について、どのような方法で、順序で実施していくのかをお聞かせいただければと思います。具体的な材料というか、塗るものを含めて、北海道からもある程度の助力というか、補助的なものがあるかと思いますが、それも含めてお聞かせいただければと思います。

○（教育）学校教育課長

来年度に向けてモデル校の試行ですけれども、まず使用薬剤につきましては、フッ化ナトリウム試薬という形で分包しなければならないものか、市販薬という形になるのですが、分包等につきましては、薬剤師会と協議していかねばなりませんので、今のところ考えているのは、市販薬で実施する場合にどのぐらいの費用がかかるのか、それはモデル校となった児童・生徒に応じて使用薬剤、溶解用のタンク、分注ポンプなどの必要な経費を要求していきたいと思っています。また、来週の月曜日、22日に保護者向けの説明会がございます。保護者の方にフッ化物洗口の効果や安全性について、また、集団で行う意義というものの理解啓発を図っていきたいと考えてございます。

○上野委員

今の答弁の中で、22日の話が出ましたが、当然、フッ化物洗口の危険性が懸念されている中では、その効果や安全性、そして手法が適切なものであるということをごひとも22日の説明会では正しい知識を皆様方にお伝えいただければと思います。

来年度はモデル校で行うということですが、フッ化物洗口について、その次の年度以降は、どのようなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

○（教育）学校教育課長

モデル校の実施の部分も、予算の議論はこれからでございます。モデル校で実施できる段階になりましたら、今、北海道教育委員会では平成29年度までに道内の全小学校でフッ化物洗口を実施したいという目標を掲げております。そういう目標も念頭に入れながら、モデル校での実施ができる段階になりましたら、そのモデル校での実施状

況を見ながら、具体的な全校実施を考えていきたいと思っております。

○上野委員

今の答弁ですと、モデル校の状況を見て、全校でやるかやらないかを判断していくという話ですか。

○（教育）学校教育課長

モデル校での実施は、全小学校での実施を見据えた中での実施という形で、実際にやってみて、どういった問題点があるのか、子供たちが集団行動としてスムーズにフッ化物洗口ができるのか、校内体制といったものを見て、では、どの時期にというところを考えていきたいということでございます。

○上野委員

来年度はモデル校として1校で行って、どれぐらいの期間で検証されるおつもりでいらっしゃるのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育課長

先ほど申したとおり、来年は10月からの実施を目指しておりまして、年度でいけば半年の期間になりますが、やはり1年ぐらいの経過を見る必要があるという部分もありますので、実際に10月からスタートできたら、その中で考えていきたいと思っています。

○上野委員

今の答弁では、モデル校は来年度に行いますが、それ以降についてはなかなかすぐには行える状況にはないような答弁ですけれども、当然検証して御判断される必要があると思いますが、速やかな判断をされて、当然翌年度から行うとすれば、予算も含めて考えていかなければならないところでありますので、ぜひともまずモデル校で実施して、適切に、そして早急に検討されて、他府県の状況を見ると、実際に効果が出ているというのは、明らかでございますので、それも勘案しながら全校実施に向けて進めていただければと思います。

○（教育）学校教育課長

そのモデル校での実施を見て、基本的にこれまでも保護者や教職員の理解といったものを得まして、深めながら早期に実施してまいりたいと議会でも答弁させていただいております。そういった形でモデル校での実施を踏まえて、できるだけ早期に実施したいという心づもりで臨んでいきたいと考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 39 分

再開 午後 3 時 00 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○松田委員

代表質問の中で確認させていただきたいことが何点かありましたので、お伺いします。

◎周産期医療について

最初に、周産期医療についてお伺いします。

代表質問で小樽協会病院の産科医師の確保が困難になったことから、分娩できる施設が市内に1か所となった場合の受入れ態勢について、現状の体制で市内全部の受入れが可能かどうかを聞きまして、御答弁では受入れ

人数に限りがあるという、あっさりしたものでした。

昨年の両病院合わせての分娩実績は800件にも上っていますが、3か所が2か所になったのであれば集中しないと思うのですけれども、2か所が1か所になったことを考えたときに、影響がないわけがありません。場合によっては受入れ不能になることも考えられますが、もしそこで受入れができない状態が発生した場合にはどうなるのか、市外の病院に転送するかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

**○保健所次長**

仮に市内で1件の産婦人科施設ということになれば、1か所での受入れ人数は本会議で市長からの答弁にありましており、施設の機能といったものを勘案したときに、限界があるものでございますので、受入れの数を超えると、現在のそのまま1か所の施設で受け入れるのは不可能でございますので、当然、札幌等の近隣の医療機関に行くものと考えてございます。

**○松田委員**

小樽協会病院は2次医療圏として、後志管内の町村の分娩も受け入れていましたが、その分娩数は協会病院の分娩取扱数の約2割にも達しています。先ほども言いましたが、もし受入れができなくなった場合には、二次医療圏外による市外の病院でも受入れが可能なのかどうかについてもお聞かせ願いたいと思います。

**○保健所次長**

後志圏内におきまして、以前に倶知安厚生病院でも分娩を一時休止した経過があったと聞いております。その場合につきましても、後志から札幌に行っているという実績を聞いておりますので、今後も、後志の方々については札幌で、二次医療圏を超えた範囲でも受入れは可能かと考えてございます。

**○松田委員**

リスク患者が出た場合については、医療設備の関係で協会病院へ転送を図っていた患者も今までにはいたと思います。協会病院には、産科の医師が全くなくなるわけではありませんので、リスク患者については協会病院への転送を受け入れてくれるのでしょうか。

**○保健所次長**

リスクがある妊婦というか、そういった患者につきましても、現在、協会病院では新規分娩については休止する状態でございますが、出産前までのリスク患者の健康管理については妊婦健診を含めまして協会病院で引き受けると聞いておりますので、分娩以外の部分の患者に対するサポートについては、これまでどおりと考えていいかと思っています。

**○松田委員**

先ほど新谷委員からも質問がありましたが、今回の協会病院の産科医の退職理由は不明だということで、退職理由が全く個人的な理由なのか、医療体制に対するものなのかによって、今後の対処の仕方が違ってくるのではないかと考えます。確かに民間病院ですから、退職について市がどうこうと言えるものではありませんが、地域医療にかかわる大事なことでありますし、また、他に与える影響があまりにも大きいと思いますので、代表質問の際にも申し上げましたように、この対処についてきちんとしていただかなければ、また同じような問題が生じるといえますけれども、この点についてのお考えを述べていただきたいと思います。

**○保健所長**

先ほども同じように協会病院のドクターの退職理由は何かという御質問がございました。申し上げましたように、退職理由となりますと、それは単一の理由ではないことが当然想定されますので、さまざまな原因の結果であるものと認識してございます。病院側からは端的にこれが原因ですということは、まだ表現されておられません。それで、想定される可能な限りの努力を、病院側も私どもも今いろいろなことを並行してできる限りのことを進めている現状でございます。

### ○松田委員

協会病院だけではなくて、今は産科医の絶対量が足りないと言われています。そして、今、協会病院では公募で産科医を手当てしようとしているわけですが、もし公募で協会病院に産科医師が来た場合、これがもし他の病院から来たのであれば、その病院が今の協会病院と同じ立場になるのではないかと考えます。略歴を見れば、レディースクリニックの小林院長も協会病院にいたとなっています。小林医師の場合は、独立という形で小樽に残ってくださったので事なきを得ましたけれども、もし小樽病院に産科医がいたとしても、退職したら同じような問題が生じていたのではないかと思います。今のままだと少ない産科医を皆で取り合うといったイタチごっこにならないのかと少し心配するのですが、これについては一つの自治体だけで解決できるとは思いませんけれども、抜本的な対策が必要ではないかと考えますので、この点についての見解を述べていただきたいと思います。

### ○保健所長

医学部を卒業した医師は、どの科を標榜してもよいという自由な選択権がございます。また、どの場所でどのような医療を行ってもよいという自由診療もございます。現実といたしまして、もともと産婦人科医になるドクターは決して多い数ではありませんでした。その中で、今、委員がおっしゃったように、たくさんの病院がそれぞれに産婦人科を持ちますと、産婦人科医がばらばらに配置されてしまって集中した医療ができないことから、平成13年度から地域周産期母子医療センター、又は総合周産期母子医療センターという制度を国がつくりまして、医育大学に対して、優先的かつ重点的にその病院にはまず医師を配置するようにと。また、2人では難しいということで最低3人ぐらいは配置するようにと、いろいろな意見や考えが出ながらも、産婦人科がばらばらにならないように、地域周産期母子医療センター、総合周産期母子医療センターには重点的に配置されるように動いていることでございまして、この傾向は北海道の計画に載せられました資料を見てもわかりますが、北海道の産婦人科医の数は減ってきているところでございます。そして偏在という問題につきましても、札幌に集中してきているのは事実としてございます。その中で、周産期母子医療センターという形で道も指名をいたしまして、そこに集中的に配置するようにと医育大学にお願いしている現状でございます。結論になりますが、今後も後志の地域周産期母子医療センターの医師配置という方向にそれぞれの立場の者が努力をしていくことになろうかと思いますので、委員の御心配の件はよくわかりますけれども、皆がそのように努力しているということで御理解いただければと思います。

### ○松田委員

わかりました。今後ともよろしくお願いいたします。

### ◎ショートステイについて

さきの代表質問でも、特別養護老人ホームの待機者のうち要介護4と要介護5が265人ということで、複数の施設に申し込んでいる方もいらっしゃると思いますが、それにしてもすごい人数がいると感じております。

特養待機者の受皿にもなっているお泊まりデイについての質問をさせていただきましたが、これは介護保険枠外なので正確な実態は押さえていないということでしたので、介護保険本来のサービスであるショーステイについてお聞きしたいと思います。

今、小樽市内でショートステイができる施設は何か所あるのか、聞かせていただければと思います。

### ○（医療保険）介護保険課長

市内にありますショートステイの施設ですが、ショートステイ専用施設としましては4か所、また、介護老人保健施設や介護療養型医療施設で空きベッドがある場合に利用できる施設は10か所ございます。

### ○松田委員

その施設ごとの利用実態について、要介護度別でわかればお知らせいただければと思います。

### ○（医療保険）介護保険課長

申しわけございませんが、施設ごと、要介護度別の人数については把握しておりません。

○松田委員

では、ショートステイを利用している方の主な理由について、わかれば聞かせていただければと思います。

○（医療保険）介護保険課長

利用者の数については、施設ごとには把握してございませんが、全体といたしまして把握できるところで、直近の数字で申し上げますと、本年 6 月の利用実績は、6 月の 1 か月で 204 人の方々が利用している実態がございます。

また、ショートステイ利用の理由ですが、ショートステイは短期間ではありますけれども、在宅での生活が厳しいという方、家族が介護をなさっている方で短期間その介護の手がかけられないといった場合に、施設に介護を必要とされる方に入っていただいて、家族の介護の手を離すといったことが主な理由になるかと思えます。

○松田委員

ショートステイ 1 回につき、平均利用日数がわかっているかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

先ほど 6 月の利用実績ということで全体の人数を申し上げましたが、この 6 月の利用実績で申し上げますと、平均して 7.9 日程度の利用になっております。

○松田委員

お泊まりデイが増えた理由の一つに介護疲れがあるように、在宅でサポートする家族の負担軽減が挙げられておりますけれども、先ほどの答弁ではショートステイは平均 7.9 日でしたが、1 回につき最長でどのくらいの期間が利用可能なのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

最長の利用日数ですが、特定の個人がどのくらいの期間入所しているかについては把握できません。ただ、ショートステイの利用日数については、介護報酬算定の基準の中で、30 日が限度となっております。ただ、全額自己負担による 1 日を挟むことによりまして、再度 30 日間の利用が可能となってまいります。

また、介護サービス利用計画策定の基準におきましては、ショートステイ入所の日数は要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにという目安が示されているところであります。ただ、利用者の心身の状況、御本人や家族の意向によりまして、特に必要と認められる場合には、これを上回るということが可能とされております。

○松田委員

今、1 日挟めば 30 日延長できるということですが、ショートステイを年に何回か繰り返している方はいますか。

○（医療保険）介護保険課長

いったん退所した後でも必要があれば再度の入所は可能になると思えますので、中には長期にわたって、入所と退所を繰り返される方もいらっしゃるかと思えます。

○松田委員

介護保険枠外でのお泊まりデイを利用する理由として、顔なじみの施設であるという気軽さが挙げられておりましたが、ショートステイを利用する場合は、利用施設を自分で選ぶことが可能なかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

介護サービスの利用に当たりましては、希望するサービスにつきまして、ケアマネジャーとよく御相談いただいた上で御選択いただくこととなります。ショートステイにつきましても、御希望の施設があれば、希望していただくこととなりますが、各施設の空き状況もありますので、希望の施設になるかどうかということについては、ならない場合もあるかと思えます。

○松田委員

介護保険枠外であるからお泊まりデイでは事故等があるということで問題になっていましたが、ショートステイ

にかかわるヒヤリ・ハットなどの事故報告はありますでしょうか。

○（医療保険）主幹

ショートステイの事業所の事故につきましては、指定監督の権限を持つ北海道に報告するとともに、小樽市でも報告を義務づけておりますが、ヒヤリ・ハットについては報告を義務づけていませんので、件数や内容について把握はしていません。

事故につきましては、今年度は11月末までに3件の報告がありました。その内容は、転倒により骨にひびが入った事故が1件、菓の飲み間違いによる誤薬が1件、口の中が切れたことによる出血が1件となっております。平成25年度につきましては、転倒による骨折が1件、誤薬が1件の合計2件となっております。

○松田委員

先日の新聞報道によりますと、ショートステイを利用したくても空きベッドがなく断られることが多いため、厚生労働省では、来年度から緊急時には専用の居室以外の静養室を使えるようにしたり、介護付有料老人ホームの空き部屋をショートステイに使用しやすいようにするという規制緩和が行われる動きがあると聞きました。ショートステイも特養の受皿になっているようですが、ともあれショートステイは本人の心身の悪化や支える家族の体力的、精神的な負担や冠婚葬祭参加などの受皿になっているようですので、今後とも充実させていただければと思います。

◎街路防犯灯のLED化について

次に、街路防犯灯のLED化についてお聞きいたします。

先般の代表質問では、この助成制度は現行の助成制度とは別枠で、3年間に限定した特例として別に要綱を定めると聞きましたが、要綱を年度内に策定し、新年度からすぐにLED化を始められるのか、実施時期についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）庶務課長

新たな制度の実施時期についてですが、新たな制度の予算措置につきましては、現在行っております予算編成の中で検討することとなりますので、現時点でいつからということは申し上げられませんが、年度内に要綱を策定いたしまして、予算が確定次第、すぐに事業を始められるように準備していきたいと思っております。

○松田委員

市内の街路防犯灯は約1万3,000灯で、それを3年間で行うとなれば年間4,000灯以上を交換することになります。この交換については、リフォーム助成制度と同様、市内の業者の活性化という点から見て、業者を市内に限定するのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

市内業者の関係ですが、できる限り市内業者での施工が望ましいものと考えておりますけれども、町会によりましては、現時点での既存街路灯のメンテナンス等を市外業者に発注している事例もありますので、市内業者に限定することは考えてございません。

○松田委員

また、交換費用等につきましては、御答弁では委任払いも視野に入れて検討していただけるということですが、全部を委任払いにするのか、それとも委任払いにしないで立替払との選択制にするのか、支払方法の選択制はあるでしょうか。

○（建設）庶務課長

支払方法につきましては、現在、町会が立替払をしなくても済むような支払方法を検討しておりますので、その中で選択制についても検討してまいりたいと考えております。

○松田委員

交換費用ですが、取りつける場所、その他によって、また、業者によって多少費用が変わってくるのではないかと



と思いますけれども、金額の多少にかかわらず、交換費用の 9 割を市で負担してくれるという認識でいいのでしょうか。

○（建設）庶務課長

基本的には交換費用の 9 割を助成するという事で考えておりますが、LED 化後の契約電力別に 3 種類のランクに区分いたしまして、それぞれにつきまして上限額を設けたいと考えております。上限額は、平成 26 年度の助成申請を基にいたしまして算出したしました平均の設置工事費を基に設定をさせていただきたいと考えております。

○松田委員

この 3 年間で特例の助成制度を行うということですが、この特例の助成制度について、町会への周知はどのようにするつもりなのか、その周知方法についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）庶務課長

町会への説明につきましては、予算が確定した段階でできるだけ早く実施したいと考えておまして、その場合につきましては、除雪の際の説明会のように、地域に出向きまして説明をさせていただきたいと考えております。

○松田委員

今、地域に赴いてという答弁ですので、その点については安心しました。

助成制度につきましては、今までは限られた予算の中で少ない件数しかありませんでしたが、先ほど言ったように、今後、年間で 4,000 灯くらいに助成が行われるということで、委任払いを伴うことから、事務处理的には一気に事務量が增加することになると思いますが、この点については今の体制で扱うことは可能なのでしょうか。

○（建設）庶務課長

従来の制度では、年間二百数十灯の設置をしていたものでございますが、新たな制度におきましては、委員が今おっしゃいましたように、4,000 灯以上になることが想定されますので、当然業務量は増となりますので、どのような体制がいいのか、現在、検討しているところでございます。

○松田委員

急に 200 灯から 4,000 灯になると業務量も増加していくと思いますので、その点については今後しっかり検討していただいて、LED 化に伴う事務処理がスムーズにいくように今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

◎空き家対策の進め方について

次に、空き家対策の進め方について確認します。

空家対策特別措置法が成立して、来年 5 月に施行予定ですが、現在その措置法の条文を精査し、小樽市として法制化された以外に条例を制定して規定すべき項目がないか確認作業を行っているところであると先般御答弁されています。市として、措置法以外で条例が必要な場合には、この特別措置法の施行と足並みをそろえる形で 5 月中までに行うのか、また、この特別措置法は国の基本指針に即した空家等対策計画を策定するという規定も盛り込まれたと聞いていますが、これらについても同じく 5 月前に行うのか、あわせてお聞かせ願ひしたいと思います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

条例化と空家等対策計画につきましては、御質問の中にもありましたとおり、現在、検討を進めているところでございますが、今後の国の動きといたしまして、まず来年 2 月末までに基本指針といたしまして、その空き家の計画に盛り込む事項や国が講じる施策といったものが示される予定でございます。

その後、来年 5 月末までになりますが、市町村向けのガイドラインということで、一つには特定空家等、これは危険な空き家になるかと思ひますけれども、この具体的な判断基準でありますとか、もう一つは助言、指導、命令、こういった一連の流れの手続の進め方が示されるという動きになってございますので、そのような動きを見ながら最終的には判断してまいりたいと考えてございます。

○松田委員

他の自治体では、空き家に対する適正管理を条例化した理由の一つに、窓口の一本化という側面もありました。先日、私の代表質問における再質問で、総務部長からは、来年 6 月以降どの部署に配置するかは検討するが、3 名程度の配置で空き家対策に取り組んでいくことになるという御答弁をさせていただきました。

この 3 名については、空き家対策を専門に行う部署を新設することになるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部長

今、空き家対策を専門に行う部署を設置するのかというお尋ねでございますが、条例を制定するかしないかにかかわらず、苦情の処理、あるいは特定空家等の調査、危険度の判定など、一定程度業務があるだろうということで、現行の体制では難しいと判断いたしまして、3 人程度という答弁をさせていただきましたけれども、部署となりますと、例えば 2 人になるのか、3 人になるのかという人数の問題と、職種の問題がございます。事務職と建築職といった配分の問題、また、どの部に配属させるのかということは、今後の人事編成の中で考えさせていただきたいと考えておりますので、その辺が未定ですので、現時点で詳細を答えることは難しいと考えているところでございます。

○松田委員

今は特別措置法の成立を受け、国からは具体的な審査内容につきまして、今後示されることになるということですが、どちらにしても平成 25 年度実施の住宅・土地統計調査によれば、空き家は年々増え続けておりますので、それに対する動きが国から出たことは喜ばしいことです。とにかく一日も早く空き家対策が進むことを願って、私の質問を終わらせていただきます。

○秋元委員

◎若者支援について

私からは、若者支援について伺います。

今回、一般質問でも質問させていただきましたが、民生・児童委員への調査に関しまして、市長からは、多いのか少ないのか判断しかねるという答弁でした。まず原課として、アンケート内容も踏まえて、要望や意見等の書き込みがあったけれども、数的には少ないと伺いましたが、それを踏まえた感想をお聞かせいただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

このたびの民生・児童委員の皆さんに御協力いただいた調査ですが、市長からも答弁させていただいたとおり、まず聞き取り等をお願いした結果ではないということでもあります。確かに意見が幾つかあったのですが、その中でも実態がよくわからないという話もありましたので、繰り返しになりますけれども、やはり多いのか少ないのか判断しかねます。その中で、この数字がひとり歩きするのは好ましくないものと考えております。

○秋元委員

今後の調査について、私は山形県の調査の話をさせていただきましたが、課長もたぶん知っていると思いますけれども、昨年、島根県でも調査をされまして、やはり民生・児童委員に協力をいただいて調査をしていて、県独自の結果が見えているような状況もありますので、今回の小樽市の民生・児童委員への調査は、その趣旨が伝わってなかったのだと思います。私にも、自分の仕事以外のことなので、わかっても答えられないという方もいらっしゃいましたし、今回の市長の答弁もありましたが、定義がわからないという方もいました。改めて、東京都、山形県、島根県などで調査した部分を踏まえたと、連絡会議が設置されたということで、その中で小樽市として新たな調査をして、実態を把握するような考えはありますでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

このたびは、民生・児童委員協議会の皆さんの協力ということで、私どもが窓口になって実施したのですが、今話がありましたように連絡会議が立ち上がったということで、今後につきましては、そちらの場で議論をして、必要があれば調査を実施するようになるかと思えます。

○秋元委員

今回、若者支援基本構想についても質問させていただきましたが、小樽市の実態や課題などを踏まえて、例えば不登校の子供やひきこもりの状況にある方々の支援をどのようにしていくかという考えをまとめてはどうかということ伺いました。状況がわからない中では、具体的な対策はなかなかできないのかと思うのですが、先ほど話があった連絡会議が既に開かれたと伺いましたけれども、その中で議論された内容はどのようなものでしょうか。

○（総務）総務課長

ひきこもりに関しては、総務課で声がけをさせていただいたので、私から答弁させていただきます。

今回の連絡会議は、各部に業務がまたがっておりますので、連携強化して情報課題の共有を図るということで設置させていただきましたが、実際にそこで話し合ったのは、まず連絡会議の事務局をどこにしておくかという点の話をしたところでございます。また、現状でのそれぞれの課題と申しますか、どのような業務を行っているかということも含めて、次回までに整理しようという話をさせていただいたところでございます。

○秋元委員

次回というのは、いつぐらいに開かれる予定でしょうか。

○（総務）総務課長

年明け 1 月に開催したいと思っております。

○秋元委員

昨年は、教育委員会や保健所について質問をさせていただいたのですが、話を伺うと、それぞれの担当部署でのひきこもりの対応というのは、少し難しいのかなと感じたのです。そこで、ネットワーク化という話をさせていただいたのですが、今回、それぞれの原課の現状、また課題について話し合われたということで、1 月に再度会議が開かれるということなので、その中で現状課題などを出し合って、小樽市としての方向性を出していくと思うのですけれども、そもそも今回招集された部署はどこの課なのですか。

○（総務）総務課長

今回の出席は、産業港湾部商業労政課長、生活環境部青少年課長、福祉部生活困窮者自立支援担当主幹、保健所健康増進課長、教育委員会指導室長ということで、声がけをした総務部からは、部長、職員課長と私、総務課長が出席しております。ただ、今回の話合いの中で、地域福祉課長と子育て支援課長を加えたほうがいいということになったので、今回はその 2 課長も加えた形で開催したいと思っております。

○秋元委員

議論の進め方としては、やはり現状課題を出していただいて、小樽市としての方向性を話し合っていくことになっていくと思いますが、その上で、改めて小樽市としての基本構想と申しますか、計画などが必ず必要になってくると思えます。

今回は札幌市の基本構想を紹介させていただきましたが、ほかの地域でも子ども・若者プランと申して、若者に限らず子供から若者までという形で年代を幅広くとらえた基本構想などで、ニートやひきこもり、不登校の問題について、いろいろと対応や対策を講じられている地域がありますけれども、改めて小樽市として考えをまとめて、基本構想をつくっていく考えはないのか、いつぐらいをめどにどういう結果を出していくのか、そのスケジュールはどのようになっていますでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

せんだって連絡会議ができたばかりで、計画的なものについてはまだその場では話し合われませんでした。一般質問で答弁させていただきましたが、計画についてはやはり必要なものと考えておりますので、他都市の事例等を研究させていただいてつくってまいりたいと考えております。

○秋元委員

今回、市長からは、支援の充実という部分も考えていきたいという前向きな御答弁をいただきましたが、それぞれの原課が集まって話をし、改めて支援の充実ということに話が進んでいくと思いますけれども、そもそも小樽市で考える支援の充実については、これから詳細について話し合われていくのでしょうか、どういうものをお考えになっているのか、その辺はいかがでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

子ども・若者育成支援推進法の中では、支援の充実といいますのは、基本的に入り口となります相談体制から訪問も含めて、最終的には雇用までいける形の総合的な支援だと考えております。

○秋元委員

今、課長が言われましたとおり、法の趣旨にのっとって、相談体制から最終的には雇用までという流れで、非常に幅広くて難しい問題ですが、そういう体制まで議論をされて、また対策を講じていくという考えでいらっしゃるということでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

そういった形になるように考えていきたいと思っております。

○秋元委員

なかなかお答えいただける原課がないことが、やはり一番厳しいのかと思うのですが、これから事務局を設置していくということですが、先ほども言いましたように、各課の職員の皆さんは、今の業務だけで本当に手いっぱいな状況にあると思うのです。先ほど、松田委員からは空き家対策の関係で新たな部署という話がありましたが、そうなる職員の数や人事など、さまざまな問題あると思うのですが、これは広い分野にわたっての話なので、非常に難しい問題だと思うのです。ただ、どこかが窓口になって答えていただけないと、やはり議会で議論になっても、どこの課の課長もなかなか答えづらいという現状かと思っておりますので、連絡会議を設置していただいて一歩進みましたが、新たにその対応という部分で対策を講じていただければと思います。質問を終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

○山口委員

◎我が国の経済構造の変化と地方のあり方について

代表質問でいろいろ私が議論させていただいたものについて、資料がそこそこあったので皆さんにもお配りしようと思っておりましたが、著作権の問題でお配りできなかったのが、それが大変残念です。そういう資料を基に、代表質問で質問をさせていただいた部分を補強しながら質問させていただきます。

この質問の趣旨と動機は、私は2003年に議員にならせていただいたのですが、どうも国の構造と地方の構造が、もう明らかに変わりつつあったと実感しておりました。議員になり、このまちの経済的なデータなどを見せていただけるようになりましたので、それをずっと追ってまいりました。

例に挙げさせていただきましたとおり、市民の所得がずっと下がり続けており、それがとまらないということです。それが人口減の比率よりも倍以上で下がっています。経済の実態を見ましても、特に本市は観光商業都市と言

ってもいいと思いますが、卸や小売は、特に卸は壊滅的という実態になっています。35パーセントぐらい落ちていますから、10年で。特に近年、ここ三、四年の落ち込みが物すごくひどいわけです。

その間、景気が悪かったのかどうかを見ますと、例えば2002年から2007年10月まで、これはいざなみ景気と呼ばれ、戦後最長の好景気だと言われていました。実際に企業は、代表質問でも申し上げましたが、内部留保や経常利益を積み上げていたわけです。それがどこに回ったかという、賃金には回らなかったということを紹介申し上げたのです。1998年には222兆円、これを統計資料で示しましたが、現在、安倍首相がおやりになって若干9兆円ぐらい増えたのです。191兆円しかなかったわけですから。それが2013年でやっと200兆円を超えたわけです。けれども、その1998年から見て、いわゆる雇用者報酬は20兆円以上まだ低いわけです。小泉元首相がおやりになっていたいざなみ景気のころは、数字を示しましたが、現実には賃金は下がったわけですから、景気がよくなれば賃金は上がって好循環を生むだろうというのが経済の常識だったわけです。

しかし、海外では1990年以降、基本的に労働と資本の分配比率が大体固定化されたものが、基本的には労働法制がどんどん変わって行って、非正規雇用がどんどん生まれてきましたけれども、そういう中で、分配比率が基本的に固定化されたものが変わったわけです。資本側にどんどん引っ張られて、利潤が生まれればそちらに行くわけです。そういう構造に変わったのだと申し上げました。

直近の数字で言いますと、現在、法人企業の内部留保がどれだけあるのか。2012年は285兆円もあるのです。2013年にはもう313兆円に増えたのです。当然賃上げに向かうかなということでしょう。今、政府は企業に対して賃上げしろと、ボーナスも積んでくれと、賃金が上がらなかつたら意味がないわけです、今の政策は。しかし、かつていざなみ景気のときには、これがどう回ったかといったら、株主への配当を圧倒的に積み上げたのです。それと内部留保を積み上げていったわけです。賃金に回さなかつたわけです。そうでないと、国際競争の中では生きられないわけです。要するに、いつ、どこで投資をしなくてはいけないのか。国内には投資しませんよ、今も投資は全然されていません。どこへ投資するかといったら、海外です。当然需要のあるところに工場を建てて、そこで企業活動をするわけです。貿易収支は赤字ですが経常収支は、日本はまだ黒字ですね。相当落ちました。それも経常収支が赤字になったら大変なことになりますから、今の政策を続けていけば国債が暴落しますよ。そういう状況になりますが、いずれにしても企業は、海外で圧倒的に活動しているわけです。

また、日本の企業も株主の比率で言うと、日本の企業かと言われるぐらいに海外の株主が株を持っているわけです。今の株主市場を見ましても、どこから金が入っているかという外国人の投資家が三十何パーセントです、今動かしているのは、国内の投資家は17パーセントぐらいですか。それは値が動くところに金が入ってくるのは当たり前です、どこも動いていなかったわけですから。

これは別にして、そういう状況が変わったということ私を議員にならせていただいてこの変化を見ながら、それが基本的に地方ではどうかということがきっかけです。結局、地方を見ていると、先ほど申し上げたように、全ての数字が人口の減少比率よりもはるかに落ち込んでいったと。なぜかといったら、これは代表質問でも話をしましたが、1990年代に大規模小売店舗法の改正ですよ。大型店が地方に入って、マーケットを奪っていくことが自由になったわけです。ですから、市内の特に自営業で、零細企業がみんな廃業に追い込まれていったということです。これは皆さんが日常で車を走らせていてもシャッター街になっているわけですから、中心商店街はまだもっていますが、ほとんどの地域の商業はもう全滅です。これはもう全国的にそうです。

そういう中で、自治体運営をどうやっていくかです。税収は上がってきません。結局、これは皆さんが御質問されていますが、人口減対策をどうするのですかとやっているわけです。私は、こういう中で一体自治体だけであることができるのか。これは自治体の問題を超越しているのではないかと申し上げたわけです、今回の代表質問で。

ただ私は、小樽にはまだできる部分があると思います。今まで議論させていただいたけれども、基本的に観光を持っているわけです。観光の一番の直接的な利点は外部から消費を入れられることです。交流人口を入れ込んで、

そこで消費を積み上げてもらうということです。これが直接消費です。もう一つは、観光のブランド力を生かして、観光を産業化して外に向かって売っていくということです。それで企業を育てていくということです。

これを一生懸命にやったのが十勝です。私は、平成16年の議会でも聞きましたけれども、十勝ブランド認証委員会という財団法人をつくって商品開発をしたのです。それは道の基準よりもはるかに厳しい基準で売り込んだのです。原材料についてはどうか、これも決めたのです。例えば農薬をどこまで使っているのか、地場産品を加工に使っているのか。こういうものの基準を全部つくって、そして商品を売り込んでいったわけです。

基本的にそういうことも含めて、小樽だけでなく後志圏と、特に副市長は後志支庁にいらっしゃいましたが、後志総合振興局が中心になって小樽が後志のリーダーになって、1次産業圏と小樽の2次産業圏が一体になって政策的にやっていかなければだめなのです。そうすれば商品力がつくわけです。それに小樽市のブランド力が相まって、外に向かって売っていけるのです。今、ほかの地域と比べたら、小樽は産業化に失敗しているのです。なぜそれができなかったのかをきちんと分析して、新たな政策を積み上げて、変えていかないと、いつまでたってもこの数字の落ち込みをとめることができません。

もう一つ本会議では、エネルギーの話をしました。エネルギーは、国内で言えば輸入に頼っています。しかし、今は違うということで、褐炭の話をしました。褐炭というのは、旧産炭地では捨てていたものです。ズリ山に積んであるのです。今、それを利用できる技術が開発されたのです。これはドイツも、オーストリアは特にそうです、オーストリアは木質バイオマスですが、ポーランドで日本の企業が契約成立しましたから、褐炭の発電をやりますよ。褐炭というのは、水素と一酸化炭素ですから、水素を抽出して燃やすわけで、水素もとれるのです。発電もして、なおかつ水素も供給できれば、今トヨタ自動車が燃料電池車をやります。水素スタンドが課題になっていますが、地域で水素が生まれれば理想に近いわけですから、地域でそうしたエネルギーの需給ができるわけです。これは地域の大きな産業になります。

それから、山もほったらかしです。私は、広島の問題で言いましたけれども、山が死んでいるから土砂災害が起こるのです。土木工学では解決できないのです。これは基本的にはT P Pの前です。W T Oの前で、G A T Tの時代です。木材を基本的には完全自由化してしまったのです。だから、いっぱい資源があるのに、海外から輸入して家をつくったわけです。今、この流れを変えようということで、木材資源をエネルギーとしてバイオマス発電でやろうと。技術はあるわけです。それから、既存の電力と比べても安いことがはっきりしているのです。

地域が全体で取り組もうという例を真庭市の例で挙げました。私は少し間違ったことを言いましたけれども、真庭市の場合、1万キロワットの発電で2万2,000世帯分の電力を賄えるのですが、真庭市の人口は約4万9,000人で世帯数は1万8,000強ですから、それを超えて地域の自給ができるのです。余った分は中国電力に売ればいいわけですから。こういう考え方なのです。そこで雇用が生まれるわけです。農家も冬は繁忙期でありませんが、農閑期です。その間に、冬に山へ入るわけです、山の木は冬に切るのです。

真庭市では、もう一つやっています、C L Tですが、これは物すごくおもしろい。少し調べましたら、ドイツ発らしいのですが、国内でもこれをもはやついているメーカーがあります。これで何ができるかというと、今まではコンクリートでビルを建てていましたが、今、オーストラリア・メルボルンでは10階のC L Tを使ったビルを建てています。イギリスでは、2009年に9階建てのマンションをつくりました。オーストリアは9階建てまでオーケーにしました、建築基準法を緩和して。今は、官庁のビルだけでなく民間も含めてビルを建てています。これは耐震・防火をクリアしていますから。今、日本でもJ A S規格はとったのです。あとは国の方針を変えるようにということで、高知県から、国土交通省や農林水産省に政策提言をしています。そういう時代なのです。C L T協会ができたのです。最初は小さな組織でしたが、今は100社を超えて加盟しています、ゼネコンも含めて。ですから、変わっていきますよ。そうすると、山が生きてくるわけです。発電して、なおかつ建築材で使われるわけです。昔の経済ですよ、これは。西條産業もそこに参入するかも知れません。製材もやめてしまいましたよね。

私が来たところは、小樽にはいっぱい製材所がありました。木材産業は結構な産業だったのですが、今はゼロと一緒にですよ。オーストリアは林業を物すごく盛んにしたのです。何でできたかという、今はフィンランドやスウェーデンなどの北欧材が日本に入ってきています。フィンランドなどは平らで、あってもほとんどは丘で山ではないのです。けれども、オーストリアはアルプスですから、今、日本の林業家がオーストリアに全部視察に行っているのです。要するにコストが高いという、これまでの常識を打ち破る林業をやっているわけです。

私は、日本の国がそうやって変わっていく。地方でも褐炭の話もしました。それから、木材資源がここにあるよと言いました。それを地域としてどのようにやっていくのか。小樽市だけではそんなものではできないのです。これをやはり北海道にやってもらわないと。これは地域から声を上げて北海道を動かして、国を動かして変えていくことによって、最終的に人口対策もできるのです。地域が生き延びられると私は思いますよ。

この議会でもそうですが、自治体ばかりを責めるのです。自治体で解決できない問題までどうなっていますかとやるのです。私はできないと思います。市民もそういうことをわかっていないのです。役所が悪いと、あいつらは知恵がないと、こう言っているわけですが、そんなことはないと言っているのです。実感で、社会経済構造は 2000 年に入ってから完璧に変わってしまったのだと、それをどうするのかということだと。それを全体的に、ミクロではなくて、もっとマクロで見ないとだめだと。

今はインターネットの時代ですから、海外の事例を私はインターネットで全部取りました。いくらでも出てきます。だから、やはりそういう中で知恵を出して、自分がちょっとアイデアを考えたら、ぶつけて、そしてそれを国を動かすような政策に変えていくことを地域からやっていかなければ、この国は変わらないと思います。

先ほどの松田委員の医療に関する話ですが、私は医師不足のときに少し調べたのですけれども、イギリスの医療にはびっくりしました。要するに、保険医療なわけでしょう。税金を入れているわけですよ。民業といっても、株式会社の普通の民間とは違うのです、医療も福祉も。医療費の半分は保険です。そして 4 分の 1 は国が税金を使っています。北海道で言えば、北海道が 8 分の 1 を払っているわけです。自治体も 8 分の 1 を払っているのです。税金を入れているということですから、当然、自治体や国が物を言っただけです。コントロールして当たり前なのです。医師が勝手にどこでも自由に診療できますよと、先ほど日本はそういう制度になっていると保健所長は言いましたが、イギリスはできません。国が基本的に、あなたはここしかできませんと、医療過疎のところではできないのです。飽和状態のところにつくろうと思ったら、だめと言われるのです。なおかつ、診療報酬にだって差をつけているのです。第三者機関に評価させて、成績の悪いところは診療報酬を下げるのですから。そういうこと平気でやっているのですよ。

(「医師が足りないから」と呼ぶ者あり)

いや、それは医師は足りないよ。けれども、基本的にそういうところも含めて、税金を入れているわけですから、医師会の問題もあるでしょうが、そういうことを抜本的にやらなかったら、結局、医療過疎がどんどん生まれてくることになるのではないですか。だから、それもセットなのです、本当は。地域連携医療などをきちんとやって、地域全体に、ある意味では雇用も生まれて、地域も経済が循環していくと、そういうことになっていくと。そういう中で、やはり医療が大事なのです。先ほど、子育ての話も出しましたけれども。

先ほどの秋元委員の話聞いていて、生活困窮者自立支援法が新しくできて、生活支援課から離れて部署もつくったのではないですか。この窓口を、ひきこもりやニートの人も、教育支援も含めて、これをやっているのです、そこできちんと。小樽もそういうところでやればいいのですよ、もう少し充実させて。要するに若者支援で、センターでやっているのです。私たちがいろいろなところで話を聞いてきました。京都府などもやっていましたし、福知山市でもやっていました。そういうこともあるから、小樽市もそれに倣って、少し研究されたいのではないですか。

少し話が散らばってしまって申しわけないのですが、以上のことについて、私の認識が違っているのか、その辺

のところについて感想で結構ですけれども、まず認識をお聞きしたいと思います。

#### ○副市長

今、いろいろ聞いておまして、小樽、その他北海道の欠点といいますか、感想といいますか、淡々と述べていただきました。ブランド認証制度、褐炭を使った地域活性化、バイオマスエネルギー、CLT、ブランドの話、いろいろそれぞれ聞かせていただきましたが、それは皆さん、たぶん反対する人はいないでしょうと思います。

ただ、これを一つ一つ市でできるかといいますと、おっしゃるとおりできない問題がかなりあると思います。

ブランド認証は、北海道としても認証制度を持っています。後志総合振興局が先頭になってということですが、後志総合振興局も北海道の部局ですから、北海道の認証制度をさらに地域に合ったように直すというような観点でできないか少し話はしてみたいと思います。

次に、褐炭については、今、北海道電力も京極発電所に、本来であれば夜間電力を使って揚げる揚水発電所ですが、電力がないということで褐炭の検討もしていると聞いております。そういうような有効なエネルギーは、今後、念頭に置いていかなければならないと思っておりますので、その辺も参考にさせていただきたいと思います。

次に、バイオマスですが、これは私が道の水産林務部の予算係長だったころに、北海道で平成10年ぐらいに立ち上げたバイオマスエネルギーの制度がございます。当初はどの市町村も全然手を挙げなかったのですが、最近ペレットストーブなど、そういうものをつくりながら少し利用するようになってきましたので、これからも少し見守っていきたいと思っております。

また、CLTや木材産業の観点ですが、これも、おっしゃるとおり産業が戻ってきているところもあるのかと思いますので、十分参考にしていきたいと思っております。山口委員がおっしゃること、総論は同じ方向だと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

#### ○山口委員

もう一つ、おもしろいのがありました、先ほどの水素の話です。基本的に燃料電池車に利用されるということで調べていましたら、高橋製作所という埼玉県の会社ですけれども、焼却炉メーカーだそうです。ここが、間伐材だけではなくて、食品廃棄物を使って発電もするのですが、水素をつくる技術を実用化しているのです。発電能力1,000キロワットのプラントの建設を5億円と言っているのです。1時間当たり2トンのバイオマスから約900立方メートルの水素ができるそうです。ある意味では、大した金額ではないですが、食品廃棄物はどこでも出るわけですから、都市ほど有利なわけです。こういうのもありますので、地域でできることをこれから考えていくと、やはりエネルギーの自給、山もそうですし利用できるものがあるわけですから、褐炭もそうですし、今、言った食品廃棄物もあるわけですから。結局、外から輸入するのではなくて、自前で自賄いする中で経済を回すことが地域にとっては絶対に必要ですから、それプラス北海道は観光を持っているわけです。

だから、そういう新たな経済構造をつくっていかないと、国の動向や都道府県の動向を見ながら自治体運営するのが基本ですが、中央集権の国ですからね。けれども、それだけではもう自治体は潰れていくしかないぞというように私は思うのです。ですから、直接この市でできることでなくても、回り回って小樽市のためになるわけですから、やはりそういう政策の提言なりを北海道なり全国市長会でも、そういう話をさせていただいて、一緒に研究、検討をしていただけるようお願いしたいと思います。

#### ○市長

大変難しいお話もたくさんありまして、私もこれからもう少し勉強していかなければならないと思っております。

委員がおっしゃっていた前段の部分の所得の問題、あるいは内部留保、あるいは設備投資、規制緩和とかいろいろなことありますが、それはおっしゃるとおりだと私も思っているのです。ですから、空白の20年とか、バブルが崩壊した後の日本の経済の問題とか、政治の問題とか、いろいろと言われておりますが、今回の衆議院議員選挙の中でやはり地方の隅々まで景気、経済の恩恵が受けられるような、そういう国づくりにしていきたいというよう



な話もありましたし、今日、昼にNHKのニュースを見ておりましたら、総理大臣が経団連や日本商工会議所の方たちにお話ししていましたが、やはり円安で内部留保はかなりトヨタ自動車やいろいろなところが上がったと思うのですけれども、そういったところはできるだけ内部留保を出して、そして所得に回してほしい。もう一つは、設備投資を進めてほしいというような話をニュースでされておられました。多少時間がかかるのかもしれませんが、そういう日本の国づくりをしていていただきたいと、そして、私ども地方にいる自治体もしっかり取り組めるような世の中にしてほしいという率直な私の意見でございます。

ただ、先ほど十勝の話がありましたけれども、やはり小樽のブランド力をいろいろと高めていかなければいけないということで、今一生懸命努力しているところでございます。その中で、幾つか芽が出てきたところがありますが、これがまだまだ大きく成長していないところもありますので、そういったことを含めて今後とも努力してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。今後ともまた御支援というか、サポートしていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

---

#### ○中村委員

代表質問でお聞きした中で、何点かもう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

#### ◎人口減対策について

まず、小樽の少子化対策についてですが、質問では行政の思い切った行動がなければなかなか少子化対策あるいは人口減対策に効果的な手だてができないのではないかとということで、例えば市民税の減額なども検討してはどうかとお尋ねしたところ、御答弁としては、子育て負担の軽減に結びつける手法の一つと考えられますけれども、租税は公平に負担されるべきという原則がありますということでした。そういうこともあって慎重な検討が必要だということは、まさにそのとおりだと思います。なかなか税の原則を崩すというのは、簡単なことではないと思います。

ただ、今まで長い時間をかけていろいろな手だてを小樽としてもやってきたと思うのですが、依然として、人口減になかなか歯止めがかからない状態で、年間大体2,000人超の人が減っていつているわけです。そういう中で、これまでと同じようなやり方では、もうとても追いつかないのではないかという感じがいたしましたので、これまでタブー視されてきたような税についても、思い切ってもう一度一から洗い直してみる視点も必要なのかと思って、こういう質問になったわけです。1点お聞きしておきたいのは、少子化対策に効果がある政策、あるいは人口減対策に効果があると思われることをいろいろやってきたと思うのですが、こういう手だてをやってきたけれども今こういう現状にあるという主な施策を幾つか話していただければと思います。

#### ○（総務）企画政策室薄井主幹

やはり直接的ではないかもしれませんが、人口の対策としましては、雇用の場の創出拡大といった中で、企業誘致もそうですし、地場企業への支援もそうですし、交流人口の拡大ということで観光客の誘致、あるいはクルーズ客船の誘致、こういった取組を進めてきているところでございます。

また、子育て支援センターをはじめとして子育て環境の整備、あるいは現在はやっておりませんが、直接的な支援としては、新婚世帯に対する家賃の助成という制度もやってまいりましたけれども、そういった取組をこれまでにやってきたということでございます。

#### ○中村委員

確かにいろいろな努力をされてきているわけですが、それにもかかわらず、残念ながら人口減に歯止めがかからない状況なのです。ですから、今、庁内の検討会議、対策会議なども市民参加で立ち上げたわけですが、これは一

自治体だけで解決できないかとも思うのです。だからといって、もうギブアップしてしまうとか、手だてを尽くさないということではできないわけで、国や道の支援も受けながら、そういう動きも見極めながら、小樽市としてできることに最善を尽くして取り組んでいくしかないと思うのです。そういう中で、これまでタブー視されてきたようなことも、もう一度、検討会議や対策会議でもんでいただいて、ぜひプラスの方向へ行くような効果的な手だてを尽くしていただきたいと思います。

#### ◎起業のバックアップについて

そういう中で、今、お答えいただいたことにも少し関連するのですが、新しく起業したいという人をバックアップすべきではないかという質問をしました。これまでもやられてきたことは承知していますが、答弁にもありましたように、小樽商人塾を開催されていますし、小樽市商業起業者支援事業も行われております。これらについて実績も示していただきながら、もう少し説明していただけますか。

#### ○（産業港湾）三船主幹

新しく起業される方に対する支援ということで、小樽商人塾と商業起業者支援事業に対する御質問がございました。

まず、小樽商人塾についてですが、平成21年度から26年度まで、今年までで6回開催されております。参加者につきましては、毎年、20名から30名前後の受講者を迎えております。その中の7割から8割の方は、全ての講座を受講して、めでたく修了証書を手にする形となっております。

なお、その中から、新しく店を始める、商売を始める方が何割もおられます。

また、商業起業者支援事業につきましては、21年度から、この制度を市で始めております。毎年制度を見直しして使っていただきやすいようにということで、工夫をしております。業種を広げる、あるいは既存の事業者がもう一店出すときという場合も、既存事業者向けのメニューを新たにつくるという形で空き店舗の解消にも役立つように制度を運用しております。

25年度から26年度にかけての実績を申し上げますが、制度的に1年間の助成となりますので、年度をまたいで助成を受ける形になりますけれども、25年度から26年度にかけましては、延べで10件の助成を行っております。業種としましては、小売が4件、飲食が3件、サービス業が3件という形で助成を行っております。

#### ○中村委員

対象はどちらかというと商店街、あるいは市場での対象者になろうかと思うのですが、その他いろいろな若い人の中にも志を持ってこういう仕事をしてみたい、会社を立ち上げてみたいという方々がいらっしゃると思うので、もっと広い意味で、そういう力を、若い芽を助けてあげなければいけないと思うがゆえにああいう私の質問になったわけです。

小樽商科大学にビジネス創造センターというのがありまして、インキュベーション、ゆりかごという意味ですが、インキュベーターを小樽市内で、例えば産業会館でブースをつくって、起業する人方を育てていく事業をやっていると思うのです。その事業などの成果といいますか、これは市と連携しながらいろいろやったと思うので、失敗した事例、あるいはうまくいった事例などもあろうかと思うので、そういった経験をぜひ生かして、今後のいろいろな具体的な施策に反映させていただきたいと思うのです。あれはかなり以前の事業だったのですが、今の産業港湾部の方々の中で記憶していらっしゃる方はいますか。あの事業がどういう成果を上げたかということをお聞きしたいです。

#### ○（産業港湾）産業振興課長

記憶もございませんし、資料も用意しておりませんので、申しわけございません。

#### ○中村委員

実施した事業が決して無駄に終わってはいないと思うのですが、そういった事例なども参考にしながら、今後の

具体的で効果的な施策に反映していただきたいと思います。より広いバックアップ体制といいますか、商店街、市場に限らず、そういう起業したいという方々を助けてあげるシステムづくりをぜひしていただきたいと思います。

○小樽市人口対策会議に医療・福祉関係者も

次に、今、人口対策庁内検討会議、あるいは人口対策会議が立ち上がって進んでいるのですが、私は、その顔ぶれを見たときに、医療や福祉関係の方々にも参画していただくべきではないかという質問をさせていただきました。今後の状況を見ながらという答弁でしたが、人口対策会議は全部で5回ということで、来年10月ごろにはある程度の意見をまとめるということなので、そういうスケジュールの中で、私がお願いしたような、今は参画していない方々の意見が反映される機会があるのかどうか、つくっていただけるのかどうか、その辺をお聞かせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

民間の方にも入っていただく人口対策会議ということで、第1回目を開催したところでございますが、第1回目ということもありまして、これまでの人口の動向やこれまでの取組といった情報の共有を図ることが一つ目的としてあったというような会でございます。具体的な議論につきましては、2回目以降になるかと考えておりますが、そういった議論の中で現在お集まりいただいている方以外の意見を必要とするという流れがあれば、そういう場面ではまた検討していきたいと考えておりますけれども、今はまず第1回が済んだばかりでございますので、今のメンバーで検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○中村委員

人口対策会議は、希望すれば傍聴させていただくことは可能なのですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

会議の運営につきましては、第1回目の会議の中でお諮りいただきまして、会議については非公開とさせていただく形にしたところでございます。

○中村委員

そういう形で進めるのでしたらやむを得ないのですが、できればその議論の中身などの進みぐあいをタイムリーに私たちにも、あるいは市民にも示していく。場合によっては、会議に参画している方々だけでなく、市民に今の小樽の置かれている状況、人口減に歯止めをかけなければいけない、いろいろな対策を、いろいろな経験や立場のある方々がいろいろな意見を持っていますので、そういうものを吸い上げていくような場面もやはり必要なのではないかと思います。広く市民に呼びかけて、いいアイデア、いい考えや知恵があれば投書でいいから寄せてくださいということで、市民にも問題意識を持ってもらって参画してもらい、参加意識を持ってもらうことで、全市を挙げてこれに取り組むのだ、頑張るのだという雰囲気を醸成する手だてがあったほうがいいのではないかと思うのですけれども、この点についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

民間の方にも入っていただく人口対策会議の関係につきましては、非公開にさせていただきますが、会議録という形にはならないかと思いますが、例えば配った資料やその概要といったものは、できるだけ広く示していけるような形は考えていきたいと思っております。

また、意見の聴取という部分ですが、現在ポイントとして考えている中でも、やはり20歳代の方の転出が非常に多いという現状でございますので、そういった若い方の意見をお聞きするという形のもの、まだどういう形かというところまでは決めてはおりませんが、そういったことというのは考えていきたいと思っております。

○中村委員

ぜひ、その辺も実際のプログラムの中に盛り込んでいただいて、先ほども言いましたように、市民にも問題意識を持ってもらい、参加意識を持ってもらうことも大事だと思いますので、その辺をぜひ検討してください。

それから、医療関係、例えば小樽協会病院の周産期医療の問題などでもわかるように、少子化あるいは人口減対

策の問題を扱う場合に、やはり医療関係なども抜きにしては語れないのではないかとこのところがあると思いますので、これもあわせてお願いしたいと思います。

#### ◎エボラ出血熱について

次に、エボラ出血熱についてお尋ねします。

小樽市保健所は、10月29日にエボラ出血熱の発生を想定した国の対応についての説明会を開催されました。新聞記事も拝見しましたが、今、小樽は観光面ですいぶん頑張っていて、これからもさらに外国の方を小樽へ呼び込もうということで、いろいろな具体的な対策をしていくのですけれども、そういう中で、ないにこしたことはないし、できるだけそういう問題が起きないように対策を講じていかなければいけないのですが、仮にエボラ出血熱の疑似症患者がいろいろな検疫をすり抜けて小樽に入ってきて、民間の開業医、あるいは小樽市立病院をぐあいが悪くて受診する場合も全くゼロではないわけですから、やはり想定しておかなければいけないと思うのです。代表質問で伺いましたが、まだ不明確というか、わからない部分がたくさんありますので、もう少し詳しく説明をお願いしたいのですけれども、疑似症患者が特定感染症指定医療機関や第一種感染症指定医療機関以外を受診した場合、一般の医療機関が行うべき対処方法として、どういうものがありますかという質問には、最終的には防疫車という車で疑似症患者を指定されている市立札幌病院に運んでいくことになると思うのです。ぐあいの悪い患者が小樽市内の医療施設を訪ねて、それをドクターが診て、これはひょっとしたらということでいろいろな動きになっていくと思うのですが、その辺の流れをもう少しわかりやすく示していただきたいと思います。

#### ○（保健所）山谷主幹

エボラ出血熱の疑似症患者が一般の医療機関を受診した場合について、その後の対応の流れについての御質問かと思えます。一般医療機関から疑似症患者を診断したという連絡をいただきますと、その患者を市立札幌病院に運ばなければなりませんので、まず、その疑似症患者が発生したことを国や道に連絡するとともに、入院機関であります市立札幌病院の入院に関しての調整は札幌市保健所でございますので、そちらとも連絡をとりまして入院調整をとります。それと同時に、その疑似症患者には医療機関で待機していただきますので、一般の患者との接点をできるだけ避ける、あるいは別室があればそちらに移っていただくなどの待機を要請いたしまして、小樽市保健所では患者移送用の車、車に同乗する職員、感染防御のための準備などをしまして、医療機関に患者をまず迎えに行きまして、その車で市立札幌病院に移送するという流れになっております。

#### ○中村委員

テレビのニュースでは、非常にすごい防護具をつけて、車も防疫車というか、すごい車で、感染を防ぐにはあれほどやらなければいけないのかというぐらいののを見たりするのですが、疑似症患者の段階で、小樽市立病院でも民間の開業医でもいいのですけれども、具体的にどの辺まで対応するのか、例えばマスクをどうするのですか。民間の開業医は、防護具を持っていませんよね。小樽市立病院にも用意はないのではないかと思います。どの辺まで具体的に準備をしていけばいいものなのでしょう。

#### ○（保健所）山谷主幹

まず、疑似症患者が一般の医療機関を受診した場合には、その職員でありますとか、疑似症患者自身にマスクや手袋といったものを装着していただくこととなります。また、患者を市立札幌病院に運ぶ段階では、マスクや手袋のほかにも防護服と言われる全身を包むもの、従事する職員はそういったものを装着することとなります。

#### ○中村委員

まだわからない部分がたくさんあるのですが、例えば、マスクは普通のマスクでいいのですか、医療機関の特別なマスクみたいなものがありますよね。手袋も手術用のゴムの手袋というものもあると思うのですが、そういうものでいいのですか。

○保健所長

医療機関にいつも常備されておりますものをまず使っていただきます。保健所ではそれ以上の防護服を用意してございますので、その防護服を持参いたしまして、それをさらに着ていただくと。そういったものが来るまでの間は、可能な限りの、その医療機関でできる最善の感染防御をしていただくという流れになってございます。

○中村委員

もう一点、例えば私たちが風邪などで患者として小樽市立病院に行っている。そこでそういう疑似症患者の対応が行われる事態になった場合、そこにいる一般市民は、病院から何か言われて、速やかにどこかへ避難するようなことになるのですか。その辺の具体的な手順はどのようになっているのですか。

○（保健所）山谷主幹

まず、疑似症患者という診断をしますと、その患者に別な部屋に行っていただくとか、できるだけ一般の患者と離れていただくこととなりますので、ほかの患者については特段の対応はいたしません。

○中村委員

単純に私が思うのは、消毒などはしなくていいのでしょうか。疑似症患者がいた場合の施設の消毒というのは何もしないのですか、それとも何かで消毒するのですか。もしやるとすれば、どのようなやり方をするのか、どういふものを使うのか、聞かせてください。

○（保健所）山谷主幹

疑似症患者の触れた場所などにつきましては、消毒するように指導を行います。できるだけ感染の機会を防ぐということでございまして、実際に消毒はどういったもので行うかといいますと、塩素系の消毒液、あるいはアルコールが有効となっておりますので、そういったもので適切な希釈をいたしまして、消毒していただくこととなります。

○中村委員

塩素系、あるいはアルコールが有効ということですね。

また、いろいろなケースが考えられると思うのですが、疑似症患者が病院を受診してドクターが連絡するような場合もあるでしょうが、アフリカに行って帰ってきた方が、調子が悪くなって自宅から電話で問い合わせるような場合の対応は、また別なのではないかと思うのですけれども、そういうケースの場合はどうされるのですか。

○（保健所）山谷主幹

市民の方からそういった相談がありましたときには、連絡をいただいた時点で、アフリカでの流行国の滞在歴や発熱症状があるのかどうかといった確認をいたしまして、疑似症患者の定義に当てはまる場合には、その方のいらっしゃる場所、自宅であればそこで待機してもらって、できるだけ周りの方との接点を持たないでいただきます。また、連絡をいただいて確認する中で、およそ疑似症患者ではないかという判断はできるかと思うのですが、一応医師などの保健所職員がその方のところに出向きまして、疑似症患者であるかどうかという確認をいたしまして、診断することになります。

○中村委員

それから、外国から来る方々や日本の方でも日本に戻ってくる場合、飛行機で戻ってくる場合や入ってくる場合と、船で入ってくる場合があります。空港などで体温検知器みたいなものを設置しているというニュースを見ますが、例えば船で入ってくる外国からの方々、あるいは日本に戻ってくる方というのは、どのような水際体制をとられているのですか。

○（産業港湾）管理課長

小樽港に入港する外航船の乗客及び乗務員に対する御質問かと思えます。

これらの方々に対する検疫業務につきましては、厚生労働省小樽検疫所が対応しているところですが、小樽市では

行っておりませんので、こちらからのヒアリングということで具体的な方法をお知らせしますが、検査の方法等を小樽検査所から聞いた内容によりますと、検査官が船に乗り込んで直接面談する乗船検査と、事前に船舶の登録が必要にはなるのですが、船舶代理店が本船と連絡を取り合いまして、所定の質問事項を記入した質問票を検査へ提出することで行う無線検査の二つの方法により検査を行っているという聞いております。

○中村委員

もし、そこで対象となる方がいた場合には、そこで防ぐと。だけれども、何かの関係でスルーしてしまって入ってきた場合、それから後のことは先ほどと同じような対応になることになりませぬ。

また、防疫車で、防護具などで装備した疑似症患者を市立札幌病院に運びますよね。これまでの国内での事例と同じように、エボラ出血熱ではなかった、あるいは一類感染症で定められるような重大な感染症でなかったとわかればそれでいいのですが、もし実際にエボラ出血熱だということがわかった場合は、どのような動きになるのですか。接触してしまったものの調査が進んで、誰がいつの時点で発表することになるかとか、その辺の流れを聞かせてください。

○（保健所）山谷主幹

疑似症患者が検査を実施いたしまして確定の患者であるとなった場合には、その方の行動について調査いたしまして、接触のあった方の健康監視を行っていきます。

また、発表に関しましては、疑似症患者が発生して、検査を行うという時点で国が報道発表いたします。

○中村委員

そのような事態にならないことを祈るしかないのですが、もしなってしまった場合にはいろいろな面で影響が出ると思うのです。例えば、小樽は今、観光で頑張っていますが、観光の面でもいろいろな面でもやはりキャンセルが相次ぐような事態になっていくと思うので、そうならないようにできるだけ水際で食いとめていただくことしかないのかと思うのです。可能性はゼロではないのでその備えをしておかなければいけません、先ほど保健所の防疫車を使う、防護具を持っていくということを言っているのですけれども、そういうことに対応できる防疫車はきちんと確保できているのですか。防護具にしても、備えはきちんとできているのでしょうか。

なおかつ、これから国の動きもあると思いますが、いろいろなそういう国の補助もあってこういうものを整備していくという予定などがありましたら聞かせていただきたいと思います。

○（保健所）山谷主幹

エボラ出血熱の疑似症患者が出た場合の対応に関しての対応の整備の状況についての御質問かと思いますが、一応患者を移送するための車両はございまして、従事する職員が装着します防護具につきましても、今、準備をしております。ただ、数的には十分でないところもありまして、また防疫車につきましても、十分な感染防御ができる仕様になってございませぬので、改造が必要かとも思っております。

国では、現在、エボラ出血熱対応における国内体制の強化のためにそういった移送に関する車両や患者の感染を防ぎながら隔離しながら患者に入ってください装置のようなものや職員が着る防護具の整備に関する補助の動きがございまして、そういったものを利用して整備していくことになっております。

○中村委員

そういう事態になった場合、市民にも影響が出ると思うのです。ふだんからそういう意識づけをして、備えておくという心の面でも、そういうことを想定した訓練などが必要ではないかと思うのです。特に観光の面で影響が出ないように祈るわけですが、そういった面で市民の意識づけといいますか、備えておくという意味での訓練など、今後の予定としてはどうでしょうか、何か検討されていますか。

○（保健所）山谷主幹

訓練に関しましては、いつ発生するかわかりませぬので、それに備えた想定した準備が必要かと考えております。

小樽検疫所と連携をとりまして、防護具、移送の実際などに関する研修なども先月行ってございます。また、全国的に全国をブロックに分けての国による訓練もございまして、それは来週ございますが、そちらにも職員が参加する予定です。また、検疫所での訓練といったものを受けまして、所内職員間で、現在、防護服、まず基本的な防護具の着脱訓練につきまして行っているところでございます。

**○中村委員**

小樽は全国にどうか、世界に向けて観光都市として本当に頑張っていかなければならないと。そういう小樽ですから、やはりそういう面での備えも、ぜひしっかり頑張って取り組んでいただければと思います。

**○委員長**

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。